

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和3年11月9日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第4号の審査-----	2
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員、南野直司委員）	
認定第8号の審査-----	30
質疑（増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員）	
認定第7号の審査-----	34
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員、南野直司委員）	
採決-----	57
閉会の宣告-----	57

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年11月9日(火) 午前10時 開会
午後 3時16分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 水谷 毅 委員 南野直司
委員 森西 正 委員 増永和起 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 松方和彦 保健福祉部長 野村眞二
同部理事 平井貴志 高齢介護課長 真鍋伸也
国保年金課長 森崎孝弘 同課長代理 畑原陽介

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西健一 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出
決算認定の件
認定第4号 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

それでは、昨日に引き続き、認定第4号の審査を行います。

光好委員の質疑に対する答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の1回目の質問にお答え申し上げます。

質問番号1、令和2年度保険料の収納実績についてご答弁申し上げます。

国民健康保険料全体の収入済額としましては18億6,358万2,131円で、歳入全体のおよそ2割程度を占めております。また、現年の収納率で申し上げますと92.12%となっており、令和元年度の91.92%と比較しますと0.2%の増加となっております。

続きまして、質問番号2。返納金に関するご質問でございます。

一般被保険者の返納金の収納実績でございますが、まず返納金につきましては、主に国保資格喪失後に国民健康保険証を利用して医療機関を受診した際の医療費について対象者に返還を求めるもので、現年分と過年分に分かれております。

ご質問の一般被保険者返納金の収納実績でございますが、現年分については調定額772万2,071円に対して収納済額が376万8,064円、収納率は約48.8%。過年度につきましては、調定額510万7,359円に対して収納済額173万8,291円、収納率は約34%となっております。

また、不納欠損額でございますが22万

3,939円が生じており、返納金対策として督促のほか、再三にわたる催告を実施したものの最終的に5年の時効を迎え回収できなかったものでございます。これは、平成27年度に発生した返納金で、他市へ転出したものや保険料の滞納があることで支払いが困難である方が多くを占めております。

続きまして、質問番号3。令和2年度の収納対策の取り組み状況についてのご質問でございます。

保険料の未納を防ぐ観点から、令和2年度におきましても口座振替による納付の推進や、納付書払いの方についてコンビニ収納の実施、納め忘れの初期未納者に対するコールセンターを利用した勧奨、土曜窓口、夜間窓口の開設といった未納対策を実施してまいりました。

コロナ対策としましては、密を回避するため市のホームページ及び各種手続案内において郵送対応や電話相談ができる旨をアナウンスするほか、例年6月の保険料の決定通知、こちらの発送後に窓口が非常に混み合いますので、通知書に同封する国民健康保険の手引きにおいて支払いが困難な場合は、まずはお電話でご相談くださいといったメッセージを強く訴え、分割誓約については電話相談の上、郵送対応、さらには保険料減免についても郵送での対応ができるように運用面に工夫を凝らして対策を講じてまいりました。

続きまして、質問番号4。出産育児一時金に係るご質問でございます。

被保険者が出産した場合は、当該被保険者が属する世帯の世帯主に対して産科医療補償制度の掛け金を含めた最大42万円を支給することができる制度でございます。令和2年度につきましては、窓口で

の差額支給分を除き56件の申請があり、支給実績としては2,363万6,089円で行っていました。令和元年度は72件の申請で3,071万5,923円でしたので16件の減少となっております。

要因としましては、若年者層を中心に少子化の影響もあり、被保険者数そのものの減少傾向が続いているということが挙げられます。加えて、令和2年度に関しましては、コロナ禍による影響で安心・安全に子育てができる社会環境に対する心理的な不安などが結果として反映された部分ものではないかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 質問番号5、特定健診の受診状況についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度の受診率としましては、暫定数値になりますが、現時点で23.9%となっており、最終的な法定報告値としましては25%を少し超えるぐらいに落ち着く見込みでございます。直近の受診率が令和元年度の31.5%でしたので5%近く低下するものと思われま。やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響により健診の受診控えが生じたことが大きな要因になっているのではないかと考えております。特に、保健センターで実施しております集団健診については、緊急事態宣言の発令を受け実施日として設定されておりました5月の午前プランの6日間、午後プランの2日間が中止になるなど、物理的に受診できない状況も発生しました。

他市の状況ということでございました。確認できる範囲で北摂各市の状況についてお調べをさせていただきましたところ、もともとの受診率は異なりますけれども

茨木市や高槻市では7%を超える減少率、北摂平均では5%近くの減少率となっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受診者数の減少が生じているところでございます。

続きまして、質問番号6。人間ドック助成の実績についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度の申請件数は121件、助成額は291万7,800円で行っていました。前年度受診分の申請が8月末まで可能となっておりますので、受診年度の内訳で見ますと、令和元年度受診分が14件、令和2年度受診分で107件となっております。

続きまして、質問番号7。糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に関する取り組み実績についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度につきましては、株式会社データホライゾンに委託を行い、保健指導プログラムの抽出条件に該当された被保険者の方にご案内を送付しまして参加を希望された方で、かつかかりつけ医の主治医の同意を得られた10名の方に対し面談や電話等での保健指導を実施いたしました。

結果としましては、参加者の自己の健康について考察し、生活習慣・行動を振り返る機会となり、全体的な行動変容ステージの上昇につながるとともに、当該参加者の人工透析移行、これを予防することができております。

最後に、質問番号8番。服薬適正化の取り組み実績についてのご質問にお答えいたします。

令和元年度からの3か年事業、服薬適正化プロジェクトの2年目の取り組みでご

ざいます。

令和元年度と同様に摂津市薬剤師会との連携の下、60歳以上で6種類以上の薬を服用されている被保険者の方を基本としまして対象となった1,080名の方に対し、服薬履歴を掲載した服薬情報のお知らせとお薬バッグ、これを令和2年8月末に送付を行っております。

その後、通知等を受け取られた方が通知書、それから、もし残薬がおうちにあればそれをお薬バッグに入れて、お薬手帳を持って身近な薬局へ行っていただくことで、薬局の薬剤師が薬の飲み合わせなどの相談に乗っていただいております。

最終的に、通知対象者のレセプトデータがどう変化したのか。こちらを分析しましたところ、対象者一人当たりの長期服薬の医薬品数、こちらで0.4種類の減少、重複服薬の該当者割合で2.9%減少するなど、令和元年度同様に一定の効果として数字に表れてきております。

また、薬剤師会のアンケートも行っておりまして、服薬で問題はないですよ、といったような回答も多くいただいております。同事業については非常に被保険者の良いきっかけづくりになったのではないかといいご意見をいただいております。

コロナ禍ではありましたけれども、薬局での相談にもつながって被保険者の服薬リスクの軽減は一定図られたのではないかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、質問番号1です。保険料の収納実

績についてお伺いしました。理解いたしました。

令和2年度はまさにコロナ禍真ただ中というところで、黒字幅が減って収納率が下がるように思いますけれども、なぜこのような状況になったのか。その要因と担当課としての見解も踏まえてお聞かせいただければと思います。

質問2番目です。

一般被保険者返納金でございますけども、令和2年度の収納状況と返納金対策の取り組みについてお聞かせいただきました。最後まで催告等の対策を講じたものの、結果として時効が来た。回収できなかったということだったかと思えます。

それから、決算書の32ページ。決算概要で言いますと224ページになるかと思えますけども、過年度分返納金還付金等というのが882円ございました。それが執行されております。これはたしか当初予算にはなかったというふうに思うんですけども、改めてこの内容についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、質問番号3です。賦課徴収事業です。収納対策の取り組み状況についてお伺いいたしました。理解いたしました。コロナ禍においては郵送とか電話での対応がふえたということだったかと思えます。これまでは滞納された方といかに接触する機会をつくって、その方の生活状況を聞きながらどうすれば払ってもらえるかということと一緒に考えるというのが一般的なアプローチであったのかなというふうに思いますけれども、そういった意味ではキャッシュレス決済の取り組みはまさに非接触というところの対応ということもありまして、コロナ禍において適切な対応だったのかなというふうに思います。

令和2年度の準備状況と現在の状況について、可能な範囲で2回目お聞かせください。

続きまして、質問番号4です。保険給付事業の出産育児一時金です。令和2年度の支給実績と令和元年度との比較、増加した要因等々についてお聞かせいただきました。件数が減少傾向にあるという要因については、そもそも被保険者が減少しているということで理解いたしました。ただ、今後の将来を考えますと、子育て環境を整備していくということは行政の重要な役割かというふうに考えます。

そこで、国で議論されています不妊治療の保険適用ですね。その状況について、これも分かっている範囲で結構ですので、2回目、お答えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

質問番号5です。特定健診等の事業でございますけれども、特定健診受診率の状況についてお聞かせいただきました。受診率が令和2年度で最終的には25%を超えるぐらいというお話だったかと思えます。本市に限らず北摂全体でもコロナの影響によって平均5%程度、受診率が低下しているということであったかと思えます。

そこで、確認ですけれども、従前より保険者の医療費適正化という取り組みなど、保険者の努力に応じて交付金が配分される保険者努力支援制度というのがあったかと思えます。この中で特定健診の受診率の評価項目があったかと思うんですけれども、この交付額に影響がないのかどうかという視点で2回目お聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号6番目です。人間ドック助成金です。令和2年度の実績についてお聞かせいただきました。申請件数

等々理解いたしました。

昨年の予算審査に係る委員会でもお聞きした内容では、たしか令和元年度では受診分で20件、令和2年度の受診分で150件、計170件を見込んでいたかというふうなご答弁だったかと記憶しております。そこから下回る結果というふうになっておるんですけども、その要因について、どのように捉えられているのかお聞かせいただきたいと思えます。

それと、この令和2年度、結果を踏まえた現状と今後についてどう考えておられるのかというのも、可能な範囲で結構ですのでお聞かせください。

続きまして、質問番号7。糖尿病性腎症重症化予防事業です。保健指導に係る取り組みの実績についてお聞かせいただきました。理解いたしました。

少し視点を変えますけれども、糖尿病性腎症あるいはその疑いのある方については、重症化リスクを抱えている状況にもかかわらず病院に行かれていないという方が潜在的におられるのではないかというふうに思います。そういった方々に対し、どういうふうに補足し、アプローチしているのかという視点で2回目を聞かせていただきたいと思えます。

質問番号8番。最後でございますけれども、服薬適正化推進事業委託料です。令和2年度の取り組み状況についてお聞かせいただきました。おおむね理解いたしました。

今後、どういった取り組みされるのか。これもまた可能な範囲で結構ですので、併せてお聞かせいただきたいと思えます。

以上、2回目です。

○香川良平委員長 では、答弁を求めます。森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員

の2回目の質問にお答えします。

質問番号1、国民健康保険の黒字化の要因等についてのご質問でお答えします。

まず、収納率の増要因についてでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が原因で収入が減少した被保険者等に対する国の対策として、いわゆるコロナ減免が実施され、令和2年度保険料分として324世帯、計6,606万460円の減免を行っております。その結果、調定額は下がることとなりますが、このコロナ減免につきましましては全額、国からの財源補てんがあったため、結果として収納率が増加したものでございます。したがいまして、収支差額の黒字の増加の点につきましましては、令和2年度も大小様々な要因はございますが、保険料に着目しますと、もともと収入を予定していた保険料がコロナ減免の申請が多かったことにより国の財源補てんとして実質的に収納率がこの部分において100%の形で歳入として入ってきたことが黒字の主な要因の一つと考えております。

続きまして、質問番号2。過年度分の返納金の還付金等の内容についてお答えします。

通常、現年の返納金については対象被保険者からの支払いと保険者間調整で支払いが重複することがございます。このことにより、過誤納入の返納金の入金があった場合には歳入還付を行うのですが、年度をまたいでしまいますと結果的に滞納繰越の処理後に歳入還付とせざるを得ないという場合がございます。こういった場合には別途科目を設定して、今回はまさにそのケースで、令和2年度は1件882円を過年度分の返納金の還付金として支出を行っていることになっております。

続きまして、質問番号3。令和2年度のキャッシュレス決済の取り組み、準備状況と現状についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、キャッシュレス決済は既存のコンビニ収納代行を拡充することで利便性の向上を図る手法を取っており、納付書払いを選択された被保険者を対象にあらかじめダウンロードしたスマートフォンの決済アプリで納付書のバーコードを読み取っていただき、決済が可能になっているものでございます。いつでもどこでも保険料を納めることができるという意味で、コロナ禍における非対面という観点からも有効な取り組みであると考えております。

令和2年度におきましては、税、水道料金、保育料の所管課とも協議しながら収納代行業者との調整をはじめ、参画するスマホ決済事業者の状況に応じ、市ホームページ等で広報での更新や、納付書上の記載事項も更新するなどして実施してまいりました。

現状として、特段大きな混乱もなく導入が開始され、令和3年4月から9月にかけての時点での件数ですが、およそ700件、約900万円程度の決済となっております。今後も周知が浸透することにより、より一層の利用がなされ、件数と額については伸びていくものと考えております。

続きまして、質問番号4。出産育児一時金に係る不妊治療の保険適用についてのご質問にお答えします。

保険者として分かる範囲でのご答弁となりますこと、ご了承ください。

保険者としての支援ではございませんが、現在、不妊治療等への支援については経済的負担を軽減するため本年1月より助成制度の拡充がなされ、所得制限の撤廃

や1回当たりの助成額もそれまでの15万円から30万円になるなど、見直しが行われると聞いております。まだ決定はされてはございませんが、現在国の中央社会保険医療協議会において令和4年度の保険適用の開始に向け、具体的な治療や対象の薬剤をどうするかなど、保険適用の範囲について専門家による議論がなされていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 質問番号5、特定健診受診率の保険者努力支援制度への影響の有無についてのご質問にお答えいたします。

委員からございましたように、保険者努力支援制度におきましては、市町村取り組み評価分として特定健康診査の受診率という項目がございます。例えば、受診率が国の掲げる目標値である60%を超えていけば50点、前年度より受診率が3ポイント以上向上している場合は25点など、受診率の状況により配点が異なっております。この配点に応じて人口比などの保険者規模が加味され、最終的に大阪府を通じて特別交付金として支給されることになっております。

影響の有無ということで、お問い合わせの点につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がやはり全国的であることから、最新の国の通知においてはこの基準を補正し評価することとされております。具体的な補正内容の詳細は今後判明するかと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診率の低下による影響は一定抑えられるのではないかと考えております。

続きまして、質問番号6。人間ドック助

成の令和2年度の結果の要因、それから現状と今後についてのお問いにお答えいたします。

人間ドック助成につきましては、当初見込みを下回る申請件数になっております。やはり要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大が考えられ、1回目の緊急事態宣言が発令されました令和2年の4月、5月。この2か月間の受診件数については、僅か7件のみということで、通常1か月で10件以上の申請があるということを考えると、全体121件のうち、僅か5.7%にすぎないということからも被保険者の人間ドックの受診控えが生じたことが伺えます。

また、北摂他市の聞き取りからも全ての市で当初予算額を下回る決算額になっていると聞いております。

ただ、緊急事態宣言が発令されていない月で、もう少し受診を伸ばすことはできなかったのかという思いもございます。これを踏まえまして、さらなる周知を図るべく、今年度については4月の特定健診のご案内での周知はもとより、7月の高齢受給者証、10月の被保険者証の一斉更新時には助成制度のチラシを同封するとともに、自治会での回覧、それから地域福祉通信等での周知のほか、ワクチンの集団接種会場での勧奨チラシの配布等に取り組んでまいりました。今後も機会を捉えて被保険者全体への周知を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、質問番号7。糖尿病性腎症あるいは疑いのある方で病院を受診されていない方への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

委員からございましたとおり、糖尿病性腎症あるいはその疑いのある方の中には

病院に行かれていない方がおられます。ですので、そういった方への関与というのはとても重要になってまいります。しかしながら、病院の受診データが無いためにそういったリスクのある方を見つけるのは容易ではございません。そこで病院の受診データはないものの、健診データのある方については健診結果の空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、それからe-GFR、そういった数値などから重症化リスクの可能性がある方を割り出しております。また、現在は病院の受診はされていないけれども過去に糖尿病の治療歴がある方、つまり治療を中断されている方、こういった方についても過去のレセプトデータから探り当てることは可能でございますので、こういった方も重症化リスクの可能性のある方として捉えております。

そこで、令和2年度末にこういった重症化リスクの可能性のある149名の方に対して医療機関への受診勧奨のご案内を送付いたしました。その後、本年の8月にレセプトデータを確認したところ、実に17名の方が糖尿病関連のレセプトデータとして上がってきておまして、医療機関への受診につながったことが確認できております。こうしたポピュレーションアプローチについては今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

最後に、服薬適正化の取り組みの状況のご質問にお答えいたします。

今年度につきましても、薬剤師会との連携の下、8月末に896名の方に服薬情報のお知らせと、それからデザインに変化を加えた新しいお薬バッグ、これを送付しております。また、最終年度ということもあまして、今年度は11月下旬に予定しておりますけれども、委託業者から再勧奨通

知の発送時に対象者アンケートを取る予定としております。今後の方向性としましては、3か年全体の効果検証、服薬適正化推進事業の総括、これを行うとともに、その結果を踏まえてにはなりますけれども、引き続き健診医療データを基に健康課題等を分析するツールであるKDBシステムというのがございますので、こちらを活用して対象者抽出を行い、多剤服用をされている方に対しては引き続き委託事業ではありませんけれども勧奨通知を送付するなど、服薬リスクを軽減する取り組みを経常化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。では、3回目ということで、もう全て要望という形にさせていただきたいと思っております。

まず、質問1です。保険料の収納実績について黒字額がふえた要因についてお聞かせいただきました。国によるコロナ減免の財政支援が結果的に収納率や収支黒字に影響したということで、理解いたしました。

令和3年度から新たに国民健康保険の運営方針に基づく事業運営が開始されているかというふうに思います。引き続き、大阪府あるいは府内市町村と連携しながら適切な財政運営を進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、質問2番目です。過年度分返納金、還付金等の内容についてお聞かせいただきました。理解いたしました。

もう返納金そのものは保険料のように強制徴収権のない公債権っていうことで、差し押さえなどの滞納処分ができないか

と思います。しかしながら元をたどれば、被保険者の保険料につながる話でございますので、引き続き粘り強く、納付折衝など取り組んでいただけたらというふうに思います。

また、本年10月よりオンライン資格確認の本格運用が始まっているかというふうに聞いております。より精度の高いタイムリーな資格チェックが可能となって、過年度分返納金、還付金も含めた返納金そのものが発生しづらい状況になってくるのではないかとこのように考えております。引き続き、被保険者の方々は不利益を被ることがないように対応いただきたいというふうに考えておりますので、これも要望というふうにしておきます。

続きまして、質問番号3です。

賦課徴収事業のキャッシュレス決済の取り組み状況についてお聞かせいただきました。理解いたしました。ウィズコロナに当たっては非接触のアプローチは今後も求められるという部分かと思っております。どの時間帯、どの時期にも決済サービスが利用されるかなど利用者の傾向なども分析を行っていただいて、今後の対策などにもつなげていただきたいなというふうに考えております。

国民健康保険は被保険者の方々の相互補助で成り立っている制度でございますので、保険料については公平・公正に納めていただくということが財政の安定化、あるいは保険料抑制につながるものだというふうに考えております。そういった意味でも、被保険者が保険料を納めやすい環境づくりは非常に重要だと思いますので、引き続き頑張ってくださいことを要望とさせていただきます。

続きまして、質問番号4です。

保険給付事業です。不妊治療の保険適用の状況についてお聞かせいただきました。まだ、国のほうで議論はなされている途中というふうに理解いたしました。

仮に、この支援が実現されますと、保険者としては給付費の増にもつながりますし、一方で出産を考えている、もしくは、出産に二の足を踏んでいる被保険者にとっては後押しになるのではないかなというふうに感じました。そういった意味では、双方にとって大きな影響がありますので、国の動向にも注視いただきまして、また被保険者に必要な情報を周知することをお願いしたいというふうに思います。これも要望とします。

続きまして、質問番号5です。

特定健診健康診査等の事業です。保険者努力支援制度の交付額の影響についてお聞かせいただきました。基準補正がなされるということで影響は最小限になるというふうに理解いたしました。せっかく受診勧奨、頑張っているにもかかわらず、その努力が報われないんじゃないかなというふうに心配しておりましたけれども、安心しました。

何度も申し上げておりますけれども、生活習慣病予防をはじめ被保険者の方が必要な支援を行うには、まずは特定健診などの結果がないと始まらないのではないかとこのように考えます。ぜひ、未受診者の方への対策にも注力をしていただき、受信者数の増加にも努めていただきますようによろしくお願いいたします。これも要望とします。

続きまして、質問番号6です。

人間ドック助成金です。想定より下回った要因ですけれども、受診控えがあったというふうなことですかね。その結果を踏ま

えた現状と今後についてお聞かせいただきました。令和2年度はコロナ禍という事情もあったかと思えますけども、疾病の早期発見あるいは重症化予防の観点からも、より多くの被保険者の方に受診を促す必要があるかというふうに思います。ぜひ、一人でも多くの方が受診されるよう今後もしっかりと周知していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。これも要望です。

続きまして、質問番号7です。糖尿病性腎症あるいはその疑いのある方で病院を受診されていない方への取り組みをお聞かせいただきました。勸奨通知を送った149名ですかね。結果、病院を受診された方が分かったということのご答弁だっと思えますけども、一定の効果は出ているんじゃないかなというふうに理解いたしました。これからもしっかりと継続実施していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。これも要望といたします。

質問番号8です。

服薬適正化推進事業委託料です。今年度の取り組み状況と今後の取り組みということでお聞かせいただきました。ご答弁にもありましたけれども、3か年事業ということの総括ですね。まずはしっかりと行っていただきたいというふうに考えておりますし、その上で培ったノウハウや取り組みについて無駄にすることなく次の展開や取り組みにつなげてほしいなというふうに考えておりますので、これもよろしくお願いたします。要望といたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険特別会計の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番です。

決算書の18ページ国民健康保険料です。摂津市の2020年度は値上げとなりました。前年度と比べ一人当たり幾らの値上げだったのででしょうか。2019年度、2020年度、また差額についても教えてください。

そして、モデルケースですね。1番、65歳以上74歳以下、年金収入月12万円というケース。そして、2番目のケースとしては、3人世帯、40歳代ひとり親と子ども二人、年間所得100万円。ケース3番目です。4人世帯、40歳代夫婦と子ども二人、年間所得200万円という形で、これも2019年度、2020年度、また差額についても教えていただきたいと思います。

質問番号2番目です。

大阪府の標準保険料、これも示されたと思えます。それよりも摂津市の保険料は下げた形で2020年度も出していただいたと思うんですけども、大阪府の標準保険料は一人当たり幾らだったのか。摂津市の保険料との差額はどれくらいだったのか。引き下げのために必要な額は幾らだったのか。予算ではその引き下げるための必要な額についての財源、どんなふうに考えたのか教えていただきたいと思います。

3番目です。

20ページに、一般会計繰入金の保険料軽減分等繰入金というのがありますが、これが予算と比べてかなり減っています。予算では幾らだったのか。予算額、決算額、これは保険料軽減分等繰入金の総額が書いてありますが、これは内訳がそれぞれあると思うので、その内訳の額も教えてください。

さい。

4 番目です。

20 ページ、基金繰入金。これがゼロになっているんですね。予算と比べて大きな減額だと思います。基金残高、2020年度は幾らになったのか教えてください。2019年度の基金残高と、その差額も教えてくださいたいと思います。

5 番目です。

先ほど光好委員の質問でも、大阪府の運営方針というふうなお話がありました。それぞれの市民との間の関係ってというのは市町村にしっかり権限があるわけですが、この大きな財源を握っている大阪府で大きな黒字だとしたら、それを反映して次の年の保険料は下げていただくというふうなことが可能だと思うんですけども、大阪府は2020年度の決算がもう出ているのでしょうか。内容についても教えてくださいたいと思います。

6 番です。

先ほどのお話にもありました、大阪府の運営方針の見直しが2020年度に行われました。2021年度からは新しい運営方針になっているわけですが、その見直しの内容、これについて主なものを教えてくださいたいと思います。特に、医療費総額。この推移がそれまでのものと変わっていると思います。また、推計医療費、これも見直し前と大きく変わっていると思うんですが、どのようになったのか教えてください。

7 番目です。

コロナの減免制度、どれくらいあったのか改めて教えてくださいたいと思います。摂津市の独自減免、府の減免、これについてもそれぞれ教えてください。

また、一部負担金減免の制度もどれぐら

いの費用があったのか教えてくださいたいと思います。

8 番目。最後です。

24 ページに、国保システム改造委託料というのがあります。保険証の代わりにマイナンバーカードが使える制度、このためのものかなというふうに思うんですけども、今年度4月から本格使用と言って、システム改造をしたと思うんですけどもね。不具合が多発し、この本格使用が延期になったというふうに聞いています。どのような状況なのでしょう。教えてくださいたいと思います。

以上、8 問です。

○香川良平委員長 それでは、答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の1 回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、質問番号1。国民健康保険料の前年度との差額一人当たり及びモデルケースについてご答弁申し上げます。

決算ベースでまず一人当たりで申し上げますと、令和2年度は10万5,430円、令和元年度は10万3,637円で、差額として1,793円の増でございました。

お問い合わせのモデルケースについてお答えします。

まず、単身65歳以上で、年金月額12万円の方ですと、令和2年度は2万3,428円、令和元年度は2万2,187円で、1,241円の増加でした。

二つ目のモデルケース、40歳代一人で、お子様二人で、年間所得100万円としましたところ、令和2年度は17万5,584円、令和元年度は16万9,828円で、差額で5,756円の増額となっております。

す。

三つ目のモデルケースでございますが、40歳代の大人二人とお子様二人、所得200万円で換算しますと、令和2年度は40万6,264円、令和元年度は39万3,761円で、差額としまして1万2,503円の増となっております。

続きまして、質問番号2。大阪府の標準保険料率、示された額と府との差額のご質問でございます。

まず、大阪府が本市に示した激変緩和後の金額でございますが11万5,806円でございます。本市としましては予算ベースでは11万207円として5,599円の引き下げを行い、最終決算ベースでは10万5,430円となり、決算ベースでは4,777円、下がることとなりました。

抑制に入れた財源としましては予算ベースで1億1,255万6,000円となっており、内訳としましては国・府の支出金等で5,255万6,000円。基金から5,000万円、法定外から1,000万円を計上しておりましたが、決算上では当初見込みより府繰入金等が過分に入ったため、基金と法定外の繰り入れはございませんでした。

続きまして、質問番号3。保険料軽減分等繰入金の内訳に関するご質問でございます。

まず、予算ベースで、保険料抑制として1,000万円、市独自の保険料減免として241万6,000円、市独自の一部負担金減免として280万円で、計1,521万6,000円を計上しておりましたが、先ほどの答弁にもありましたように、抑制財源としては繰り入れはゼロ円、独自の保険料減免としましては実績で7万441円、市独自の一部負担金減免で45万9,

867円で、計53万308円の決算となっております。

続きまして、質問番号4、基金残高に関するご質問でございます。

令和2年度におきましては、決算書のほうにも示されておりますが4億198万4,273円となっており、前年度より約2,000万円ほどの増となっております。令和2年度においては、コロナ減免という特殊な要因があったことからこういった金額となっております。

続きまして、質問番号5。大阪府の国保特会の決算状況についてのお問いでございます。

現状、大阪府の決算概要は正式に示されてはおりませんが、コロナ禍における受診状況等により市町村の給付費総額が減少傾向にあることから、その対となる府の普通交付金の出も減額となっており、前期高齢者交付金などの清算額を差し引いても実質的な黒字が見込まれているところでございます。口頭ベースではございますが、約30億円程度の余剰金が出るのではないかと見込まれておりますので、今後この余剰金をどのように活用されるかという点に関して本市としても注目しているところでございます。

続きまして、質問番号の6。運営方針の見直しのポイントと医療費推計に係るお問い合わせでございます。

運営方針の見直しで最も大きかったものは、これまでの個別の激変緩和から、府内市町村全体の全面拡大への激変緩和措置が取られたこととなります。本市としましては、広域化の平成30年度は個別激変緩和は該当しておりませんでした。その後、令和元年度、令和2年度は個別激変緩和は該当しておりました。ただ、その一方

で、府内市町村での激変緩和の該当市町村はふえ続けることにより、その金額が大きくなったこと。あるいは、公平性を欠いてきたことから全面拡大に至りました。本市としましては、令和3年度、全面拡大後で一人当たり3,900円の抑制をいただいております。

医療費推計に関するお問い合わせですが、基本的なところで申し上げますと、運営方針の医療費推計は都道府県の運営方針策定要領に基づく医療費推計に基づいて推計が出されております。その一方で、今後ある仮算定、本算定等の保険料に係る医療費推計に関しましては、事業費納付金の算定ガイドラインを基に算定されているところでございます。

医療費の傾向としましては、一時点における長期的なビジョンと、この本算定等は直近のトレンドを加味した医療費推計、保険料になるかと思っております。その点に若干の差異があるのは致し方がないかとは思っております。

続きまして、質問番号7。コロナ減免に関するお問い合わせでございます。

まず、件数のほうでございますが、令和2年度で申請ベースで少し申し上げます。327件のコロナ減免の申請。令和元年度分では248件の申請がございました。共通減免に関しましては、令和2年度が234件、令和元年度は253件。市独自減免につきましては、令和2年度が3件、令和元年度が41件。コロナ禍の影響を受けて、コロナ減免に集中した形となっております。

また、一部負担金減免の状況についてもお問い合わせがございました。令和2年度で申し上げますと、共通減免が4件、独自減免が42件、令和元年度は共通減免で22件で、

独自減免が66件という形になっております。

最後に質問番号8、システム改修に関するお問い合わせでございます。

当初は令和3年3月にこのオンライン資格確認の運用が始まる予定でしたが、システム上のデータ不備等がございまして、令和3年10月からの本格稼働といったところになっております。現状では市内で申し上げますと、利用ができるとされている施設は4施設となっております。

また、医療機関側の準備といたしまして、マイナンバーカード等を読み込むカードリーダーが必要でございます。これに関しても、申し込みをしている施設が全国的にも50%程度と、まだまだ浸透していないのが現状でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 では、2回目の質問です。

最初の1番の質問なんですけれども、一人当たりの保険料の金額を、もう一回教えてもらっていいですか。私がメモしているのと違う気がしたんで。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 決算ベースで申し上げますと、一人当たりは令和2年度は10万5,430円。予算ベースですと11万207円という形になっております。決算ベースで答弁させていただきました。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 一人当たりの保険料っていうのが、決算ベースと予算ベースとで違うということですか。

保険料って予算のときに決まるものじゃないんですか。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 保険料率は予算の段階で決まりますが、その後、当然所得等は実際の本算定時に変わりますので、その点に関しては若干の影響はございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりました。

私たちに示される一人当たりの保険料ってというのは、いつも予算なので、予算で行くと今おっしゃったように一人当たりは2020年度、11万207円、2019年度は10万4,947円、この差額が5,260円。一人当たり5,260円の値上がりだというふうに思っているわけですね。保険料は引き下がらないですから大変な値上げだと思っているんです。保険料を値上げしないためには、あとどれぐらいの財源が必要だったのかについて教えていただきたいと思います。これ1番目です。

2番目の質問です。

大阪府との差ですね。これは5,599円、一人当たりについて引き下げるということを摂津市としてやっていただいたと。そのためには、府の支出金以外にも基金の繰入金で5,000万円。一般会計繰入金のうち保険料抑制のために1,000万円、こういうことを導入する予算を立てていただいたと。しかし、決算を見ると、基金も一般会計からの繰入金もゼロ円になっていると。府の繰入金が多かったからというふうなお話もありましたけれども、摂津市の持ち出しなしでも引き下げた金額でいけたということですよ。そもそもこの大阪府の標準保険料っていうものが高過ぎる設定やったのではないのでしょうか。摂津市はここを目指して、この間ずっと値上げをされてきているわけです。本年度は据え置きということにしましたけれども、大

阪府が示してくる金額に追いつかなあかんのやということ、自然増プラス、その追いつくための6年間のうちの6分の1分、これを加味した分が今回の2020年度の保険料の決め方やったと思うんですね。でも、そのもともと示してる分が高過ぎるということになったとすれば、この値上げって必要やったのかなって話になってくると思うんです。2020年度の大阪府の標準保険料率は高過ぎたんじゃないか、このことについてお尋ねしたいと思います。

続きまして、3番です。

保険料軽減の繰り入れ分が、今お話があったように、すごく下がっているわけですね。抑制分はゼロになりました。保険料の減免分も一部負担金の減免分も大きく引き下がった格好になっています。これは桁が違うなと思うぐらい下がっているんですね。150万円やったのが53万円に全部でなっているということです。保険料の減免分とか、一部負担金の減免分も大きく下がっているのは一体どういう理由だったと思われるんでしょうか。教えてください。

続きまして、質問番号4番です。基金のことです。

保険料を抑制するために財源確保ってつくったのがこの国保の基金だったと思うんです。この国保の基金を使って2024年度に統一化というふうに言われている大阪府の国保制度をそこに向けて保険料を上げていくわけですけど、一挙に上げられないから、その財源としてこの基金を繰り入れながらやっていくんだよというお話をされてきました。ところが、この間、この基金は全然使われずにどんどん積み上がっているわけですね。今コロナの

関係があったから2,000万円ほど積み上がったというふうなお話だったけれども、そうではないんですよ。毎年積み上がってるんですよ。2018年度、ここからスタートしたわけですがけれども、この年度末の基金が3億6,200万円ほどです。2019年度は3億8,500万円、2,000万円ほど上がっています。そして、いよいよこの2020年度末では4億円を超えたんですね。基金は保険料の軽減のために使っていくんだというふうにおっしゃってたのに、それを全く使われていない。どんどん積み上がっている。さらに、今回黒字も6,293万4,047円ですかね。これもまた出ている。もう一回言いますが、今年度、摂津市の保険料も値上げをする必要はなかったのではないかと。さっきは大阪府の保険料率が高過ぎたんじゃないかっていう話ですけど、摂津市も値上げする必要はなかったんじゃないかっていうことをお伺いしたいと思います。

5番目です。

大阪府が30億円も黒字が出てるというようなお話でした。市町村がどんどんこうやって黒字を出して、基金も積み上げてという状況になっています。摂津市だけではありません。大阪府の市町村がどんどんそういう傾向になってきています。そういう中で、高過ぎる標準保険料率で徴収をする大阪府は、これは徴収漏れというのがありますからね、市町村にちゃんと払いますから。黒字が大きくなるのは当たり前やろと私は思うんです。この黒字をどうするのかっていうのを注目してるっていうふうなお話でした。ぜひ、しっかりと保険料の引き下げ、これに使っていただくように言うていただきたいと思いますと思うんですけれども、都道府県化で国保財政の大本を大阪府

が責任を持つということになっております。ところがいまだに決算が正式には出てない。衆議院の選挙期間中、府議会は止まっていたというふうに聞いておりますが、これは抗議すべきだと思いますのでね。ぜひしていただきたいと思います。

それから今後の算定スケジュールですね。これについて影響がないのかなっていうのも気になりますので、教えていただきたいと思います。

続きまして、6番目です。

医療費の総額の推移、推計医療費はどうなりましたかと運営方針の見直しの中でというふうに聞きましたけれども、はっきりとお答えいただけませんでした。毎年の保険料率の出し方っていうのはそれは様々あると思うんです。国からも数字が下りてきますしね。でも、どういう傾向なんかっていうのを出してるのは、この運営方針の中で出されている資料ですよ。ところが、それが大きく変わってるっていうことは、国保運営の方針の在り方、考え方が大きく変わるということやと思うんです。これについてはしっかりと答えていただきたいと思います。まず医療費総額の推移ですけどね。これ、医療費総額は、今まではどんどんと上がっていくと、こういう見込みだったんです。ところが、右肩上がりのグラフが出てきています。ところが、見直しの方針の中では、これが右肩上がりではなく右肩下がりになってる、医療費は下がってきているんですね。以前はその右肩上がりの医療費を基に推計も出しておりましたから、これから先の医療費もどんどん上がりますよということで、標準保険料率を出していく考え方の根底にそれがあったわけですがけれども、新しい運営方針の中では医療費総額が下がってきていま

すから、推計ももちろん右肩下がりになっていてる。その割には、運営方針の最初のほうの文章でね、これからも医療費は上がっていく可能性が高いみたいなことが書いてあるので、すごく矛盾してるなと思うんですけども、そういうふうなことが書かれているということをごひ踏まえて、お話をさせていただきたいなというふうに思います。

国保会計は、そういう右肩上がりの推計を基に出された標準保険料率に何とか追いつこうとして値上げを続け、赤字解消どころかどんどん黒字が積み上がり、摂津市のように基金をどんどん積み上げるというようなところもふえています。市町村からこの運営方針の見直しに当たって、もうこれ以上値上げすることは市民に説明がつかないと、意見徴収の中でもたくさんの声が上がっているのが紹介されています。

大阪府は見直し前に、2024年度までの保険料の傾向分析、これを出しておりました。これも右肩上がりの現状が2024年度までどんどん上がってくる、20.8万円ですね、一人当たり。そういう金額を書いてあるようなものが出てきてましたけれども、これは見直したのでしょうか、お答えください。

それから、質問番号7番です。

コロナ減免は最大、保険料が無料になる制度で、大変皆さん喜ばれたと思います。コロナで仕事がなくなった方など、本当に助かったという声もたくさん聞いています。

しかし、矛盾もあるんです。主たる生計維持者の収入が3割以上の減額になっていないと対象外になるというふうに、制度はなってると思うんです。この主たる生計維持者なんですけどね、住民票上の世帯主

のみとするという扱いを摂津市はされていますけれども、例えば高齢の夫、僅かな年金収入だけです、奥さんがパートに行っ仕事をしていて、その奥さんのほうが給料が多いわけです。ところが、その奥さんがコロナで減収になりました、3割以上が減っている、けれども住民票の世帯主である夫の収入は年金ですから下がっていないのでコロナ減免を受けられない、こういうことで断られた方が何人もいらっしゃいます。

他市では、収入の多い方を主たる生計維持者というふうにしています。茨木市なんかは、そういうふうにちゃんと明記していますね。生計が世帯主以外で維持されている場合は、その当該人物の収入になります。ほかの市でも、たくさんそういうところがあります。摂津市は、国がそう言ってるからというだけなんですけれども、もう少しね、状況を見ながら、市民も困難を抱えて相談に来てるわけですから、そういう方々に対してやはり柔軟に対応するということできたんじゃないのかなって思うんです。摂津市でも介護保険では、主たる生計維持者は収入の多い人やというふうにしています。同じ市なのに取り扱いが違うんですね。

また、奥さんの収入がなくなったという方もいらっしゃって、前年、奥さんもパートに行っ働いてたけれども、パートがコロナで駄目になって、ご主人のほうもコロナで減収して、奥さんはもう完全に収入がなくなってしまった、そういうご相談をさせてもらったときも、奥さんの分は前年の分で見ると、奥さんの分は減免できませんということで、ゼロにならなかったんです。ご主人だけの分ならゼロになる、そういうことやったんですけど、でも奥さん、

前年の収入はあるって言ってもね、もう今年収入がなくなった、そういう場合でも前年に収入があったから、これで対象外というのはね、あまりにもひどいんじゃないのかなというふうに思うんです。

こういう辺りで、国はいろいろ言うてるかもしれませんが、でも他の自治体は柔軟にそれぞれ対応をしているわけですから、そういうことができないのか、ぜひこれもお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、8番です。

マイナンバーカードを使って保険証の代わりにできますよと、それによって国民のほとんどにマイナンバーカードを所持させようと、政府はこういうもくろみなんですけれども、残念ながら大変不具合が頻発して、3月末にはできませんでした。今年に入って10月以降で本格稼働という話になっているけれども、今お聞かせいただいたとおり、摂津市でも四つの医療機関でしかこれは使えないし、全国的にも50%しかカードリーダーの申し込みをしているところがないというようなお話です。

厚生労働省のホームページを見てみますとね、マイナンバーカードを保険証として使う場合、保険証も一緒に持って行ってくださいって書いてあるんですよ、何のために、マイナンバーカードが保険証の代わりに使えますって言うてんのかなって、不具合前提なんかなというふうに思うわけなんです。ぜひこれは、保険証はこれからもしっかり発行されますし、この制度は全く使えないと思うので反対してもらいたいと思います、皆さんの手間をふやすだけですのね。市民の皆さんにもちゃんと、別にマイナンバーカードにせんでも保険証はちゃんと使えるんですよと、しっかり説明をしていただきたいと思いますので、

よろしくをお願いします。これは要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず一つ目の、令和2年度保険料を前年度に据え置いた場合の財源は幾ら必要であったかというお問い合わせでございますが、据え置きした場合ですと予算ベースで2億1,830万2,000円が据え置きに必要な財源でございました。

続きまして、二つ目のご質問でございます。令和2年度、保険料が高かったのではないかというご質問でございますが、大阪府より示された事業費納付金は固定されており、それを集めるための保険料の水準を本市の国保運営協議会でお諮りしたところ、予算ベース上で申し上げますと11万207円としたところでございますので、その点については予算審議で了承を得たものと認識しております。

質問番号3、市独自の減免の適用件数は下がっているのではないかというご質問でございます。

まず、保険料の減免に関しまして申し上げますと、令和2年度はコロナ減免、共通減免のほうにより寄っていった形によって、この少ない適用件数であったかと推測しております。

一部負担金減免に関しましては、これについては被保険者数の減少傾向がそのまま影響している部分と、後期高齢者への移行、さらにはお亡くなりになられた方、あるいは生活困窮全体での判断により、そういった制度のほうへ移行された方もありまして、適用件数が減っている状況にござ

います。

質問番号4、基金残高が年々増加しているというところで、値上げの必要はなかったのではないかとこの質問でございます。

質問番号の2と似通ってはおりますが、これにつきましては、今年度に関しては特にコロナ禍の、コロナ減免の影響が強く出たことにより生じたものであったというふうに認識しております。

質問番号5、府の決算状況が不明瞭なまま、今後の算定スケジュールはどうかというお問い合わせでございます。

算定スケジュールで申しますと、正式には示されておられません、例年どおりでいきますと、まず11月1日時点では国から仮係数が府のほうに示されております。現状、府のほうで仮算定がなされていることと思われ、例年どおりですと、11月中旬から下旬にこの仮算定結果が府内市町村に示され、その後、確定係数が年末に示され、1月初旬に本算定結果が府内市町村に示され、予算化、予算の審議が図られていくものと認識しております。

六つ目の、運営方針の見直しに係る部分からの医療費の推計に関するご質問ですが、まず、医療費推計に関しましては、見直した際にこういった形で見直されたかという質問に対して、府のほうでは時点修正されたものによる下方修正であるというふうに伺っております。

今後の被保険者数、あるいは団塊世代の傾向を考えますと、医療費総額は減ってはいくものの、一人当たりの医療費は微増していくものという認識は持っております。

なお、先ほど委員がお示しされました傾向分析という表があったかと思いますが、これに関しては現時点では更新されたも

のは提示されておられません。

質問番号7、コロナ減免に係る柔軟な対応というお問い合わせでございます。

本市におきましては、このコロナ減免の制度、国の制度の範囲内で可能な分には柔軟に対応していたつもりですが、委員がお示したような、あるいはそれに似通ったような例、夫婦とも収入が減収された場合であれば、コロナ減免がよいのか、あるいは共通基準の減免がいいのかということで、そういった形での比較もございまして、そういったところは柔軟に被保険者にとって有利なほうをご案内させていただいたところでございます。

ただ、コロナ減免につきましては主たる生計維持者以外に、前年所得があった場合、その部分の保険料は減免対象にならないような計算式、国の通知になっておりますので、本市としましても国の基準を、明らかに越えるような運用というのは難しいということで、今回の対応とさせていただきます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 では、1番目です。

保険料値上げの問題です。あと2億1,800万円ほどあれば、値上げをしなくても済んだというお話でした。4億円も基金が集まっているんですから、これはもうぜひ値上げせずにやっていただきたいなというふうに思います。基金は、今は引き下げに使えるわけですね。2024年度を過ぎると、今度は基金が何ぼあっても、万が一のときにしか使えないというふうなお話やったと思うんですけどね。ぜひ、これは頑張って保険料の引き下げに基金を使っていただきたいなと思います。これは要望としますので、答弁はいいです。

次、2番目です。

大阪府の標準保険料率が高過ぎたのではないかという問いに対して、そういう計算をして、審議されているっていうふうなお話でしたけど、決算なんですだからね、振り返ってどうだったかと。あのときは予算だったわけですよ、財源も入れて、引き下げますと。今、決算はこの結果では、予算のときと話が違ってきてるわけですよ。それをね、予算のときに審議が通ったんだからそんでいいというようなお返事は納得いきません。しっかりと振り返って、あのときの値上げはどうだったのかということを考えていただかないといけないと思いますので、もう一回ご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、3番です。

保険料抑制分を結局使わなかったのは、被保険者が減っているからとかいろいろなことがありました。確かに、コロナの減免もありましたし、そういうところもあると思うんです。受診抑制なんかもあったかもしれないなというふうに思うんですけどね、摂津市の一部負担金の減免制度って本当にとってもいい制度なんです。これは摂津市がやはり、それだけ市民に使いやすい制度をつくってくださってるからだと思うんです。

特に、これから先いろいろと生活も大変になっていく中で、通院でもしっかり使えるこの摂津市の一部負担金の減免制度をしっかりと守って、周知もしていただいて、ぜひ活用していただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

続いて、4番です。

先ほども言いましたけれども、基金の問題ですけれども、2024年度から大阪府の運営方針によると、各市町村に基金があ

ったとしても、それは保険料の引き下げのためにはもう使えなくなると、保険料はもう大阪府が決めたそのままで行くんだというようなお話なんですね。保険給付費の支払い、これは都道府県の役割ですから、基本的に市町村は赤字にはならない仕組みだと、国保の担当課の方が答えられてたと思うんです。

そうすると、赤字にならない仕組みの中で基金が残ったら、どんどん基金がずっと残っていきだけ、もしくはたまっていきだけ、使い道がほとんどない、健康増進のために何かするとかいうのはありますけれども、4億円も使わないわけですよ。本当にこの基金をどうするつもりなのかということ、聞きたいと思います。

5番目です。また、仮算定、スケジュール、これは例年どおりじゃないかというお話でした。仮算定が出たときが大切なんですね。やはりそのときに、これは何とかしてほしいとか、そういうことを言うことはまだできるんですよ。本算定になってしまうと、もう何も言えないですね。それで決まり、じゃあ後は摂津市はどうするのという話だけなんです。

なので、ぜひ仮算定、この11月の中旬から下旬に示されるだろうというお話ですので、私たち議員に対してもしっかりとその内容を示していただきたいと思います。摂津市もそれを見て、大阪府に対してそのときに言うべきことについて、しっかり言っていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

続きまして、6番目です。

大阪府の運営方針の話ですけれども、大阪府は推計、運営方針に載せなあかんから出してはくれるけれども、保険料の傾向分析、一体その2024年度に統一化と言うてる

けど、そのときの保険料ってどれぐらいになるのか。一回出しただけでその後運営方針の見直しをした後には出してない。これ、ぜひ出してと言うてください。これは私たちだけではなくて、やっぱり市町村の皆さんも気にしているところやと思うんですよ。ぜひ、それは言っていたきたいと思えます。

それと同時に、こんな不透明な形で行われる統一化っていうのは先送りすべきだと思うんです。これは私が先送りすべきだと言ってるだけではなくて、運営方針の見直しの中で、たくさんの市町村が統一化を先送りすべきだと声を上げてるんですよ。国保料はどんどんどんどん値上がりするのに国保の財政には大きな黒字が出て、基金もたまって、どうしていいのかなこの先という、市民に説明がつかないと、もう先送りすべきだという声が続々出ていますので、ぜひ摂津市もそういうふうに言っていたきたいなというふうに思えます。

一部負担金減免、摂津市の大切な、今まで守ってきた減免制度であるとか、そういう大切な宝をこれからもしっかりと活用できるようにしていただきたいと思えますし、またさらにいわゆる子育て減免とか、国も府も言うてますけど、全然実現しようとしな。市がやっぱり独自でそういうことができる権限が法的にあるんですから、しっかりとそういうこともできるように、統一化先送りと市が独自で頑張るっていうこともやっていただきたいと思えます。これも要望としておきます。

7番目です。

コロナの減免の制度がええのか共通の減免の制度がいいのか、そのどちらかを柔軟に選んでというようなお話でした。私が言ってる柔軟の意味は違うんです。コロナ

の減免を柔軟に活用してほしいと、コロナの減免と共通減免なら、コロナ減免のほうがすごく有利です。これが使えないからいうて、共通でというふうな、そういうふうにはなかなかならないから、コロナ減免の中で、先ほども言ったように金額がゼロにならないとか、そういうふうになっていくわけです。しっかり、その方々の状況を把握していただいて、コロナで困ってはる方を助けるというのがコロナ減免の趣旨ですから、そこに対してちゃんと他市はやってますからね。市民の立場に寄り添った柔軟な対応を、ぜひやっていただきたいと思えますので、これも要望としておきます。

3回目、以上です。

○香川良平委員長 増永委員から先ほどの仮算定の数字が出た段階で、委員メンバーに資料提供をしてほしいとのお話がありました。よろしく願いしておきます。

それでは、答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、質問番号2、令和2年度の保険料に関するご質問でございますが、高かったのではないかとこのところでございます。繰り返しの答弁にはなるかもございませませんが、本市の国保運営協議会で段階的な激変緩和措置を講じた上で、どの部分がよいのかというのを複数パターンご用意して審議した結果、医療費の自然増プラス差額解消という形になったものでございます。

また、令和2年度に関しましては、コロナ減免という特殊要因もございまして、結果としてこういった形の黒字となつてはございますが、本市としては階段を踏むために必要な議論を講じた上での結果と見ております。

質問番号4、基金残高が年々増加する、

これに対しての、もう用途がないのでないかというご質問でございます。

確かに、激変緩和措置の抑制財源で使えるのは統一化まででございます。その後で言いますと、保険事業の拡充といった面もございしますが、例えば今後収納不足に対しても財源が必要となってきますので、その部分に関しては基金が財源補てんの一つとなります。

また、令和3年度に関しても、コロナ減免は継続しておりますが、その財源補てんは国の10分の10ではございません。10分の10から10分の4の、要件に合った補てんしかされませんので、そういった部分の不測の事態に備えた上での財源としても一定確保する必要がございますので、そういった部分での活用もできないかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 4回目です。

予算のときにどういう審議をしてきたかっていうことについて、私はもう分かってるんです。それが不当やったとは言っていないんです。決算ですから、結果がどうやったというのを考えないといけないんじゃないですか、何のための決算なんですか。その中で、あの値上げはやっぱり必要なかったなというふうに思わないのかという話をしてるわけですよ。

何回も繰り返しになるので、これ以上はもう一回聞くとか言いませんけれども、ぜひしっかり決算できちっと、状況を見ていただいて、振り返っていただいてね、考えていただきたいなと思いますし、それに基づいて来年度の予算を考えていくわけですから、来年度の予算では値上げをせずに値下げをしていただきたいと思いたいの

で、要望とします。

質問番号4番です。

収納不足っておっしゃいましたけども、2020年度の予算の審査のときに、香川委員に答弁されてるんですよ。基本、赤字にはならない、都道府県化はそういうことが趣旨でつくられてるわけじゃないですか。財政の大きなところは都道府県が持つんだと、市町村に対してはもっときめ細かな、住民についていろいろしていくというふうなことが課せられているわけで、大きな財政のそういう、赤字になったり収入不足になったり、そういうふうなことには基本はならない、よっぽど特別なときというのはもちろんあるかもしれませんが、災害が起きたりとか。そういうことはそういうことで、どうしたらいいかっていうのも書いてありますよ、国の運営方針に。

この基金が使えなくなっていくということについて、考えていただきたいと思えます。コロナ減免で今度は市町村に持ち出しを求めるという国のやり方もひどいと思いますのでね、それは抗議をしてもらいたいと思えますけれども、やはりちゃんと基金の本来の在り方というのが、激変緩和の間、保険料の引き下げに使うと言うてはるんですから、しっかり活用していただいて、保険料をしっかり引き下げてくださいように強く要望して、私の質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、決算書に沿って質問をさせていただきたいと思えます。

まず18ページですけれども、歳入ですが、国庫支出金の国庫補助金のところで、事業助成補助金とありますね、1,141万8,000円が出ておりますけれども、

これは昨年度ではゼロだったというふうに思いますけども、その内容について教えていただきたいと思います。

同じくその下ですけれども、国民健康保険災害等臨時特例補助金ですけれども、7,520万4,000円の10分の6というところですね。これも昨年度はゼロであったというふうに思うんですけども、その内容ですね、教えていただきたいと思います。

24ページ、一般管理費の共済費の中で、健康保険組合負担金の104万9,773円と。厚生年金の負担金の182万1,066円ですね、雇用保険の負担金の17万5,332円、三つとも令和元年度では項目がなかったと思うんですよ、その件について教えていただきたいと思います。

同じくそのページ、国保システム改造委託料ですね、1,329万9,000円ですね、先ほども話ありましたが、改めてもう一度内容を具体的に教えていただきたい。

決算書の30ページから32ページにかけてなんですけども、保健衛生費の中で、昨年度はフレイルの検診受診勧奨受付業務の委託料というのがあったんですけども、今年はその項目が消えています。なぜ消えているのかというのを教えていただきたいです。

別途、事務報告書で214ページ、コロナによっての影響というところで教えてほしいんです。1年間を通して平均的な数、人数、金額等になっているのかなというふうに思うんですけども、1年間を通して例えばインフルエンザがはやるときとか、風邪がはやるときとかには、件数というのは多くなったりするんじゃないかなというふうに思うんです。その点、変わらないというのはコロナの影響だったのかどう

かというのをお答えいただけたらと思います。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、森西委員の1回目の質問にご答弁申し上げます。

まず質問番号1、決算書の18ページの国庫補助金、事業助成補助金についてのご質問でございます。先ほども少しご答弁申し上げましたが、本補助金は、令和3年3月に運用が開始する予定だったオンライン資格確認を実施するに当たり、システムの改修費用として、国庫で10分の10の補助を受けたものでございます。

システム改修の内容といたしましては、これは被保険者番号に新たに枝番を付けることによって、被保険者のほうではもちろんマイナンバーカードを取得していただくことが前提ではございますが、マイナポータルなどで保険証が利用できるように設定をすることによって、オンライン資格確認が可能となるものです。2桁を枝番付与することで、個人単位化を行っており、これらにひもづく様々なメニューや帳票にも影響がすることから、大がかりなシステム改修となっております。

続きまして、同じく決算書18ページ、質問番号2、災害等臨時特例補助金に関するお問い合わせでございます。

本補助金につきましては、令和2年度において、コロナ禍における被保険者の保険料負担を軽減するために、国基準で示されたいわゆる保険料のコロナ減免に係る、国からの財政支援でございます。財政支援の10分の6を本補助金から受けており、残りの10分の4は特別調整交付金で補完されております。

続きまして、質問番号3、決算書24ページの、人件費に係る部分のご質問でございます。

この厚生年金負担金を含む3項目につきましては、令和元年度にはございませんでした。令和元年度は一般職非常勤職員という形での制度でございましたが、令和2年度からは会計年度任用職員制度が導入されたことにより、これまでは一括して人事課予算にて支払いするものが、令和2年度からは明確に各会計で予算化されて、執行されたものとなっております。

続きまして、質問番号4、重複する形にはなりますが、決算書の24ページの国保システム改造委託料の内容についてでございます。

決算額は1,329万9,000円になっておりますが、先ほどのご答弁で申し上げたとおり、オンライン資格のシステム改修費用がその主要なもので、補助金と同額の1,141万8,000円を執行しております。それ以外には、保険料の減免に係る軽微なシステム改修、保健事業に係るシステム改修等を行っております。

続きまして、質問番号の5、本来であれば決算書の31ページ辺りに出てくるのではなかろうかとおっしゃった、フレイルの委託料に関するご質問でございます。

これにつきましては、令和元年度においてはフレイル予防の研究を行う国立健康・栄養研究所と府のモデル事業を行う観点で、単年度での連携事業で本市が抜てきされたことにより、出張特定健診等のオプションとしてフレイルチェックを行ったことにより、委託料を計上しておりましたが、令和2年度はそういったものはございませんでしたので、令和2年度からは予算科目からはなくなっております。

続きまして、質問番号6、事務報告書に係る給付費に関するご質問でございます。

これは平均的かどうかというお問いで、こちらも少し大きなお答えにはなってはしまいますが、令和2年度はやはりコロナ禍における受診控えにより、給付費の総額は2億円から3億円、落ちておりますので、平均しても当然そういった傾向が見られます。

ただ、その一方で、対象となる医療機関は限られてはおりますが、臨時的な取り扱いでコロナ加算が加味されて診療報酬が上がっている医療機関等もございますので、全てが満遍なく医療機関が落ちているとは思いませんが、現状ではこういった形で給付費総額としては落ちているのが現状でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 一つ一つ答弁いただいて、数字の内容というか、その点に関しては分かりましたので。

全般的なことなんですけれども、決算概要の211ページのところで書かれてますけれども、令和2年度の決算概要で、コロナ禍においても都道府県化に伴う財政支出の均衡がおおむね図られたものと考えている、というところで、もう少し具体的に詳しく、どういうふうに考えられているのか、お答えをいただきたいというふうに思いますし、今後においても、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響に注意をしつつ、柔軟な対応を図りながら、令和3年度からの大阪府国民健康保険運営方針を基本とし、安定財政の運営及び都道府県化の推進を図るというようなことは、なかなか難しいと思うんですけれども、コロナの影響と都道府県化との影響が両方あると

いうふうには思うんですけれども、その点を令和2年度の決算としてどういうふうに見てるのかということと、それと、今後なんですけれども、都道府県化によって保険料収入というのが上がってくるものだというふうには思うんです。

歳出の項目は保険料が例えば上がったときに最終的に出てくるものなのか、例えば大阪府に対して、例えば納付金というのが今よりもふえてくるものなのか、その点どう影響というのが出てくるものなのか、教えていただきたいと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、森西委員の2回目のご質問に、幅広いご質問で答えが全て賄えるかどうか分かりませんが、ご答弁申し上げます。

令和2年度のコロナ禍における個々の財政状況等につきまして、まず、これまで各委員にもご説明させていただきましたけれども、財政状況につきましては、差し引き約6,200万円の黒字となっております。

この要因の前提として、まず財政規模は縮小しております。これはやはり、広域化の恩恵であると考えております。被保険者数の減少の影響もありますが、特に大きな要因としてはまず、保険料の観点で言いますとコロナ減免による保険料収入の変動と、コロナ禍における受診控えから給付費が減少したということが上げられます。

もう一点としましては、増永委員のご質問、ご指摘にもありましたように、5,000万円の基金と1,000万円の保険料の抑制財源が入っていないと、それに対しては、府の支出金で賄われた、この2点で今年度は差し引きでの黒字が出ましたが、今後につきましては、もしコロナ減免が今

回なかった場合は、2,000万円程度の収納不足も発生しておりますので、そういったことも今後の視野に入れて、国保財政の検討をしていきたいと思っております。

森西委員のご質問にありました、一体今後、保険料が上がっていく中で、どこにそれが見えてくるのかというご質問ではございますが、やはり事業費納付金の部分にそこは出てくるかと思えます。脆弱な国保の財政基盤の上では、まず国公費の安定的な公費の投入が必要不可欠です。それに合わせて大阪府は令和6年度に統一化を目指しておりますが、保険料の本体への抑制が大きな鍵となっております。増永委員のご指摘に一部ありました、一部の市町村で黒字が滞留していると、逆に大阪府は赤字の部分もあるというところで、現在大阪府のほうでもこの決算分析作業をしておられてると聞いておりますので、令和6年度に向けて、何らかの形で保険料本体への抑制、公費の投入、財源充当が充てられるものと考えておりますので、そういった部分に関しては摂津市、あるいは北摂としても声を上げて、そういう部分に関して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 私は、国保の保険料が市町村で違うというのはね、これはやはりおかしいなと思ってるんです、生活圈、医療圏ですね、いうのが例えば近隣市に住んでると、同じ医療機関で受診をされて、同じ内容の医療内容を受けられて、そこに住まれている市町村によって保険料が違うというのはね、そこは疑問を感じるころでありまして、そういうふうなところのやっぱり改善とか、先になると思うんですけれども、

国保と社会保険との、やはりその部分の、保険料の納付額、掛金の違いというのもそこもやっぱり同じ地域に住んでる方であれば、そこは同じにやっぱりしていったって、同じ医療内容を受けられるというふうな形をするのが理想だというふうに思いますので、そういうふうな観点も持ちながら、国保運営を図っていただきたいというふうに思いますので、また、府なり国のほうにもまた要望を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げて質問を終わります。

○香川良平委員長 森西委員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 45 分 休憩)

(午後 0 時 45 分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問をさせていただきます。

まずは、1 点目ですけれども、国民健康保険料についてということで、決算書 18 ページ。

先に、収納実績については、答弁がございました。私のほうからは、収納方法や実績について、お聞かせをいただきたいと思っております。

2 点目は、オンライン資格確認についてですけれども、決算概要 216 ページに、国保システム改造委託料がございました。さきにもありました、オンライン資格に関するシステム改修というふうにお伺いをしておりますけれども、委託料の財源や、内容について、お伺いをしたいと思っております。

3 点目、RPA についてですが、決算概要の 216 ページに、人件費事業がありま

すが、国保年金課では、令和 2 年度も引き続き、事務の効率化の観点で、RPA を導入していたというふうに思います。

令和元年度は、年間 100 時間程度は職員の作業時間が縮小されたというふうにお伺いしておりますけれども、令和 2 年度の RPA 導入における効果の実績について、説明をお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、水谷委員からのご質問の 1 回目、質問番号 1、国民健康保険の収納方法等に関するご質問にお答えします。

収納方法についてでございますが、令和 2 年度におきましては、納付書払いや口座振替による普通徴収と、年金天引きによる特別徴収となっております。

収納額に占める割合で申し上げますと、納付書払いが 32.51%、口座振替が 58.40%、特別徴収が 9.09% となっており、口座振替が依然として占める割合が一番大きい状況となっております。

続きまして、質問番号 2、国保のシステム改造委託料のオンライン資格確認に係る部分でございます。

先ほどからのご質問と重複する部分ではございますが、この国保システム改造委託料のうち、オンライン資格確認に係るシステム改修費用は 1,141 万 8,000 円となっており、全額国庫補助となっております。

なお、今回の改修では、被保険者証に 2 桁枝番を付与して、個人単位で情報管理ができるようになっております。

具体的に、どういったことが今後できるようになるかといいますと、医療機関等で

マイナンバーカードによる最新の健康保険資格状況を確認することができるようになります。

また、資格喪失後に、古い保険証を使用して受診した場合に発生した、返納金が大幅に減少することで、今後、被保険者、保険者ともに負担軽減になることが期待されます。

また、併せて薬剤情報や特定健診の情報、医療費通知情報についても、マイナーポータル等で確認できることとなりますので、被保険者の健康管理や確定申告における、医療費控除の負担軽減等にも寄与するものと考えております。

続きまして、質問番号3のRPAの導入に係るご質問でございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等の対応もございまして、新しいRPAのシナリオの検討や、作成に割く時間はなかなか取れなかったのが現状でございます。

そのことから、令和元年度同様に、国保の所得申告の一部自動入力処理や、国保の喪失後の受診対象者の保険証回収日等の自動入力処理など、年間約100時間程度の作業時間の縮小を、RPAで達成したという結果になっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、1点目の保険料の収納方法と実績の点について、内容を理解しました。

58.4%ということで、大方6割が口座振替というふうになっておって、納付書払いが3割というふうにお伺いしました。

様々な収納の率の向上であるとか、考えますと、口座振替に切り替えしていただくことが一つの改善点かなと思います。

これは、一つの例えですけれども、保険料を早期に払ったとか、きちっと納めていたことによるメリットと申しますか、というのが今、ありません。

そういった意味で、今、保健福祉課になりますけれども、健康マイレージの取り組みとかやっていますので、その辺と連携していただいて、銀行口座の振り替えに転用していただいた場合は、そういう特典が受けれるとかということで、考えていただいではどうかなというふうに思います。

一般質問でもさせてもらったんですけども、近年、国のデジタル庁の発足に伴いまして、行政においてもデジタル化の波が押し寄せているというふうに考えております。

国民健康保険料においては、コンビニ収納を発展させて、キャッシュレス決済を導入されておりますけれども、この実績とかについては、先ほども答弁ありましたけれども、どういう会社と、何件ぐらいコンビニ収納、キャッシュレス決済を導入されているのか。また、事業者利用に対する被保険者の負担の有無についてもお聞かせください。

続いて、2点目のオンライン資格の件です。

委託金額であるとか、システム改修内容については、おおむね理解をしました。

ご説明ありましたように、導入されれば、資格管理や、個人の健康情報の管理に大変有意義であるというふうに思っております。

現在のオンライン資格確認の稼働状況は、先ほどお伺いしたんですけれども、加入脱退時のタイムラグによる重複管理とかはあるのかどうか、またそれに対する対策は何かあるのか、お聞かせください。

続いて、R P Aの件です。

令和2年度は、なかなか新しいシナリオの作成が難しかったということをごさいましたけれども、新型コロナの対応を最優先にされたということではないかと思えます。

ちなみに、令和2年度に新たに検討されたことや、現時点で検討している、今後の内容等があれば教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、質問番号1のキャッシュレス決済の導入に関する状況等のご質問でございます。

現在、利用可能な決済サービスは、P a y B、L I N E P a y、楽天銀行コンビニ支払いサービス、P a y P a y、F a m i P a y、a u P a yの6社となっております。

実績のほうは、先ほど申し上げたとおり約700件で、約900万円程度となっておりますが、利用負担に関するご質問でございます。

利用に対する被保険者の負担につきましては、コンビニ収納と同様に、手数料等は取っておりませんので、被保険者の方には、負担なくご利用いただけるものとなっております。

続きまして、質問番号2、オンライン資格確認の重複に関するご質問でございます。

加入脱退におけるタイムラグですが、一定、生じることは確かにございます。旧保険者の脱退手続きが未完了で、新保険料での加入手続きが完了している重複加入状態に

つきましては、最新の情報を基に、資格確認ができます。

その一方で、逆に旧保険者の脱退手続きが完了して、新保険者のほうで加入手続きが未完了の場合につきましては、さすがに資格確認ができない状況ですので、これまでと同様の対応にはなるかと思えます。

ただし、このオンライン資格確認は、運用している中で、重複確認の疑いリストが月に2回提供されます。中旬と下旬です。今までは、年金の喪失による資格情報でしか分からなかったものが、このオンライン資格確認の重複確認のリストによって、より速やかに確認することができますので、そういった部分がメリットかと思っております。

続きまして、質問番号の3、R P Aの令和2年度の検討事項でございますが、今後の展望についてということでお答えさせていただきます。

これまで、R P Aが適用できるのは、基幹システムのみでしたが、新たにサブシステムである、滞納管理システムにも適用できるようになったところから、新たな活用方法を含め、現在、検討しているところがございます。

今後、A I - O C R等の導入や、R P Aを情報系端末にも適用できるような動きがあれば、活用の幅はさらに広がると考えておりますので、先行市、先行事例等の情報を収集しつつ、情報政策課とも含めて、関係課と連携し、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、1点目のデジタル化についてですけれども、場合によって、イレギュラーな場合もあるということで、こ

これは職員全員がそういうこともあり得るということで、共有をしていただいで、対応していただけたらというふうに思います。

キャッシュレス決済が進めば進むほど、金融機関の窓口における納付も減ってくるかとは思いますが。

本市においては、クレジット決済による収納は行っていないというふうに聞いておりますけれども、市民の皆様からは、保険料の納付や、固定資産税等、クレジット決済に対する要望もお伺いしております。

引き続き、様々な収納チャンネルを導入したり、活用して、被保険者の利便性、あるいは収納業務の効率化をお願いしたいというふうに思います。

また、今回は、特に質問はしませんが、デジタル化の導入は、単に収納業務に限らず、RPAやAI技術を積極的に、国民健康保険事業の運営全体に活用して、引き続き行政事務全体の効率化を図っていただきたいことを要望とします。

次に、2点目のオンライン資格の件ですけれども、おおむね理解ができました。マイナンバーカードによる保険証の利用が浸透しまして、オンライン資格確認が円滑かつ効率的に、広範囲に稼働する環境になりますと、様々な恩恵を、市民被保険者、行政保険者が享受することになると思います。

引き続き、各医療機関の準備、稼働状態を注視しながら、市民被保険者への適切な周知をお願いしたいというふうに思います。

ここで、マイナンバーカードが保険証として利用できますということは、大きな利便性の向上にはなると思います。いくつかの病院へ行ってはる方については、何枚も

診察券を持ったりとか、いうことがなくなっていくので、それはそれで非常にいいことだと思えるんですけども。

本当の意味でいうと、導入のメリットというのを、医療機関も我々行政も、しっかり市民の方に理解をしていただくことが大事なかなというふうに考えています。

例えば、服薬履歴ですけれども、震災の発生があった折に、自分が飲んでる薬がよく分からなくて、非常に苦労したとかいうふうなお話も伺っておりまして、本人が了承していただければ、服薬履歴もこれで見れますし、重複等だとか、過剰な投与からも、健康を守っていくことができる。

また、データヘルスという部分については、さきの質問にありました、糖尿病とか、健診の履歴をきちっと把握をすることができれば、病気の早期発見とか、重症化予防にもつながっていくわけです。

そういう意味で、しっかりその辺、いいこともありますよということを周知していただいで、安全な普及につなげていただきたいことを要望とします。

3点目のRPAの件ですけれども、今後の展望についてはよく分かりました。本来であれば、今回のコロナ禍においても、即座にRPAを導入していただいで、業務効率を維持するべきであったと思うんですけども、なかなか通常業務を行いながら、RPAの技術を習得するというのは、難しい面もあるとは思いますが。

多様化する行政ニーズに対応するためにも、関係部署と連携していただいで、取り組んでいただきたいと思えます。

全般的なことになりますけれども、コロナ禍の影響はここ数年、続くのではないかとこのように思います。

単純なことですけれども、歳入と歳出と

のバランス調整が必要になってきています。収入という面では、保険料を払ってくださっている市民の方の保険料と、あとは府とか国の助成金等しかないと思うのですね。

コロナによって、減収になるということは、保険料が明らかに、これは下がっていくというのは見越せますし、一方では、高齢化であるとか、生活習慣病による体の不調等、ふえていくことが考えられます。

一言で言ったら、かじ取りが非常に難しい、この数年間になると思うのです。

そういう意味では、保健福祉課ともよく連携していただいて、いつまでも健康でいていただけるようにコラボして、取り組んでほしいと思いますし、安定した国民健康保険の継続に、どうか皆さんで力を合わせてお願いしたいことを要望して、質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、1点だけ、改めて要望させていただきたいと思います。

特定健診の健診率向上についてなんです。

昨日は保健福祉課ですか、がん検診の検診率向上ということで、議論もありましたけれども、摂津市におきましては、集団健診として、保健センターで実施をして、ずっときております。

そんな中、令和元年度におきましては、別府コミュニティセンター、そして、併せて新鳥飼公民館で、フレイル測定と、それから特定健診といいますか、基本健診の部分を実施していただきまして、高く評価をしているところでございます。

市民の皆さんにも好評で、多くの方が、特に安威川以南地域の方が参加していた

だいたということ、よし、この令和2年度もやろうかということ、思っていたいておりましたけれども、コロナ禍で実施が厳しかったということで、全体的にも、健診率というの、令和2年度は下がってしまったというご答弁があったわけであります。

この令和3年度におきましては、今、コロナ感染者数が減少傾向にありまして、予断は許しませんけれども、今年度、まだ月日はありますので、可能であれば、どうか令和3年度ですね、出張集団特定健診ということで、また2か所になると思うんですけども、別府コミュニティセンターと新鳥飼公民館で、ぜひ実施をしていただきたいなと思っています。

やはり健康・医療のまちづくりを推進していくには、一番大事なのは、僕は早期発見、早期治療だと思います。健診率の向上というものが、大きな役目を果たすと思いますので、どうかあらゆる機会でご検討をいただきまして、出張特定健診を実施していただきたいと思います。

課は違いますけれども、併せて、今後はがん検診をしっかりと、全体、オール摂津市として、移動検診車を導入していただいて、特に別府コミュニティセンターの前の道路が狭いということで、大きいバスなんか入れないということなので、周りには中学校も小学校もありますし、大きなスーパーもありますし、いろいろなコラボをしていただいて、多くの市民の方が特定健診、そしてがん検診を受けられるように、ご検討をよろしくお願いいたします。

要望としておきます。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わり

ます。

次に、認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療制度です。

後期高齢者の医療制度にも、コロナ減免があったと思います。また、後期高齢者医療制度にも、条例による減免があると思いますので、それについて、医療制度がどれぐらいあったのか。

また、一部負担金の減免制度もあったと思うんですけども、それも分かればお願いしたいと思います。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の1回目の質問にご答弁申し上げます。

国保同様で、後期高齢者医療制度のほうでも、コロナ減免のほうは運用されております。本市における令和2年度の実績としましては、39件。参考までに、府内全体では、2,431件となっております。

なお、令和3年度の7月末時点では、6件の申請となっております。

それ以外の部分で申し上げますと、所得減少に係る減免が5件ございました。一部負担金減免で申し上げますと、ゼロ件となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療制度の方でコロナ減免のご相談を受けて、対応していただいた方が一人いらっしゃいます。

タクシーの運転手で、収入が激減をして、75歳を超えておられるけれども、現役で頑張っておられる方でしたけれども、本当

に困ったということだったんですが、コロナ減免があったおかげで、本当に助かったというお話を伺っています。

あと、シルバー人材センターのお仕事をされている方は、コロナ減免、残念ながら使えないというふうなお話でした。本来やったら働いてて、お仕事がなくなったから、そこに対して、きちっと手当をするべきだと思うんですけども、その辺はまた、国のほうにも、ぜひ言っていただきたいと思います。

後期高齢者の条例による減免なんですけれども、これが5件というのは、確かにコロナ減免があったので、そっちを使われていたのかもしれませんが、75歳以上の方を対象としているのに、使わせる気があるのかなというふうな、そういう内容の条例です。

摂津市の、一部負担金減免の制度は、大変市民にとって頼りになる減免制度なんですけれども、75歳を超えると、突然、この摂津市の減免制度は使えなくなるわけですね。後期高齢者医療制度になってしまうということ。

本当だったら、75歳を超えたときこそ、きちんと使える制度に、ぜひしていただきたいと思うわけですが、そうはなっていないということで、これはぜひ声も上げていただきたいとは思いますが、

そもそも後期高齢者の医療制度というものが、高齢者のために、高齢者の健康をしっかりと守るということで作られたものではなくて、医療費を減らしていくための手段、そして公費負担を減らすための手段として作られたものだというふうに、私たちは思うわけです。

2022年10月からと言われていまして、約370万人に該当すると言

われている医療費の2倍化ですね。今まで1割の負担だったのが2割の負担になると、そういうことも導入をされていきます。

その一方で、1983年は45%だった国庫負担金が、そのときは老人保健制度ということだったんですけれども、今はもう35%に減らされているわけですね。

公費の負担を減らしつつ、後期高齢者にその負担を押しつけていくようなやり方というのは、本当にひどいやり方だなというふうに思っています。

こういうことに対しても、命を守る、健康を守る市町村として、摂津市の制度で何かできるということではないですけれども、しっかり声を上げていていただきたいと思いますので、要望とします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 納付金の件で、当初の予算があって、途中で補正を組まれて、最終的に決算として12億2,711万8,255円の支出済額というように思うんですけれども。当初で、恐らく予算を組まれていたときには、令和2年度の予算の段階では、コロナの影響というようなことは、恐らく加味をされてなかったというふうには思うんです。

納付金ですから、最終的にはこの金額だということでの決定、納付をされているというふうなことになると思うんですけれども、昨年度を考えると、コロナの影響で医療等に係る部分というのは、恐らくこの後期特会医療制度に関しても、例年に比べて少なかったらというふうには思うんですけれども、補正で増額をして、当初とあまり変わらない金額の決算額であったというところを、どういうふうに見てい

るのか、お答えいただけたらというふうに思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、森西委員の後期特会医療制度における、コロナ禍による令和2年度の納付金といたしますか、保険料のお話かと思えます。

そもそもとして、まず後期特会医療制度においては、被保険者数は年々増加しておりまして、本市においても、令和2年度末で1万971人であったところ、令和3年度の本算定では1万1,000人を超えている状況で、着実にふえております。

その影響もありまして、令和元年度までは、医療費が同様に伸びておりましたが、令和2年度においては、国保同様に受診控えがあり、僅かではございましたが、減少しました。

それでも本市の一人当たりの療養費、10割分でございますけれども、98万6,652円と、ほぼ100万円に近い状態で、これを踏まえて、そういう分に充当するといえますか、保険料としても一定額必要になったというふうに考えております。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 今後、恐らくコロナによる影響があるだろうというふうに思います。

これから団塊の世代の方が、後期高齢者のほうに入ってきて、医療費がふえてくるという、そういうふうに見込めるというか、そういうふうな可能性があるというふうなことになってくると思うんですけれども、今後は進んでいくというふうに見込まれているのかどうかというのを、お答えいただけたらと思えます。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 森西委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

後期高齢者の今後について、特にピークといえますか、そういった部分の観点からご答弁申し上げます。

75歳以上の府内の人口統計を見ますと、2025年には約152万8,000人になり、2030年には、ピークを迎えて約154万9,000人になるとされています。

本市における2030年の後期人口は、約1万4,600人とされています。

令和2年度は、コロナ禍の影響から、受診控えだけでなく、健診等の受診率も、軒並み下がっております。今後の重症化などが懸念される場所ですが、重症化はすなわち医療費の増になることから、人生100年時代とは申し上げてはおりますけれども、今後は保健事業と介護予防の一体的な実施、先ほど、森西委員からありましたフレイルの観点も踏まえた、そういった事業展開が必要となってくると思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 後期高齢者の、この部分に関しては、大阪府全体でありますから、摂津市が努力をして、例えば医療費を下げていくという、そこも大事だというふうに思いますが、全体が、医療費抑制に動いていかなければならないというふうなところがありますので、その点は、摂津市の立場からも、大阪府のほうに、抑制をどのようにしていくのかというふうなことを、声として上げていただきたいと思いますし、摂津市からも、様々な提案の、要望、声を上げていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1点、質問をさせていただきます。

後期高齢者の窓口負担の見直しに関する質問なんですけれども、本来であれば、一般会計のほうでご質問させてもらったほうがよかったかも分かりませんが、全体的なご意見ということで、こちらで質問させていただきます。

先ほども若干、答弁をいただいたのですが、このコロナ禍における令和2年度の後期高齢者の給付費、医療費の状況はどうだったのか、大阪府及び本市の状況を教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、水谷委員の、後期高齢者医療制度の令和2年度の給付費に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

対前年度比の医療費総額については、府下全体でも97.8%、本市においても99.4%、一人当たりの費用でいいますと、府下全体でも96.2%、本市においても96.4%と、医療費総額及び一人当たり費用額ともに減少したところではございます。

被保険者数が増加傾向にもかかわらず、減少しておりますので、やはりコロナ禍における受診控えの影響が大きいものと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 令和2年度のコロナ禍における医療費について、おおむね理解いたしました。

やはりコロナの影響を、多分に受けたように見受けられます。

令和3年度も、一定、コロナ禍の影響を受けるのではないかというふうに推測しておりますけれども。

ところで、令和4年度下半期に、法改正によりまして、一部の対象の窓口における自己負担が1割から2割になることが決定をしています。本市における影響者数などの程度になるのか、また見通しの対象範囲の条件など、教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問に、ご答弁申し上げます。

先ほどの増永委員からのご要望等にも含まれておりましたが、まず、窓口負担が2割となる方の所得基準の考え方でございます。

単身世帯の場合は、課税所得28万円以上、かつ年金収入とその他の所得合計が200万円以上の方。もしくは、複数世帯の場合は、課税所得が28万円以上、かつ年金収入とその他の所得合計が320万円以上となっております。

本市の影響者数でございますが、大阪府広域連合の試算によりますと、全体の約2割が該当するのではなかろうかと想定しておりますので、本市では、約2,500人と見込んでおります。

なお、経過措置といたしまして、施行後3年間は、外来受診による負担増加額が、月額3,000円以内に納まるように、現在、検討されていると聞いております。

その中で、本市の関わりとしましては、先ほど、決算書の116ページで申し上げておりました、医療給付の相当額の約12分の1を、この広域連合の医療給付等の負担金で、大阪府の広域連合に支払っておりますので、増永委員の公費の縮減という言

い方もありましたが、窓口負担の見直しによって、被保険者数の増加傾向及び医療の高度化といった、給付の伸びが見込まれる状況下であります。本市の財政負担としては、一定の軽減が図られるような方向に動くのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 令和4年度下半期から実施ということでありまして、条件や影響数、さらには経過措置等について、おおむね理解をいたしました。

この2割負担の条件につきましては、国の閣議決定の際にも、私ども公明党として、その要件の部分ですね、強く意見を述べまして、可能な限り、被保険者の影響に配慮すべきというふうな主張を繰り返してきました。

既に保険料における特例軽減も廃止をされており、本則の規定のとおりになっていることから、これ以上、被保険者への負担増は避けていただきたいところであります。

市民の皆さんから、たまにお伺いするのは、74歳から75歳になって、今まで一つの世帯の中で、保険証も出来上がっていたのが、いきなり75歳で単身というか、単独になって、保険料も変わってきたということで、どうしたらいいかというふうな質問を受けるところもあります。

毎回申し上げておるんですけれども、国保等、後期高齢者では、減免の措置の条件も変わってきますし、何とかその辺、できるものであれば、本市単独で、何かバックアップできないかかなということ、いつも考えておりますし、お願いしたいなというふうに思います。

コロナ禍の影響で、高齢者の方が働く場

所というのが、非常に限られてきております。そういう面では、保険料も決して安いとはいえないと思いますし、元気であれば、働くことができるし、働く職場があれば、そこで収入を得ることができるわけなんですけれども、ここ数年、なかなか大変な中、保険料を納めていただいているということをしっかりつかんでいただいて、運営に当たっていただきたいと思います。

2割負担に該当する方だけではなくて、被保険者全体に自己負担の見直しの経過や、趣旨を丁寧に説明していただいて、適切な時期に周知していただきますよう要望して、質問を終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後1時28分 休憩）

（午後1時29分 再開）

○香川良平委員長 再開いたします。
認定第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、質問させていただきます。全部で5点ございます。

まず、質問番号1です。

決算概要256ページ、介護予防生活支援サービス事業においてです。

これは、全体として2億1,360万8,297円、執行されておりますけれども、令和2年度の訪問型サービスA、あと通所型サービスCについて、事業内容と件数などについて、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、質問番号2です。

決算概要258ページ、介護予防普及啓発事業です。

毎年、執行率が低いように思いますけれども、この報償金も令和2年度は執行がゼロとなっています。

この報償金には、令和2年度からの新しい取り組みであった、健康生きがい就労トライアルの講師料が含まれているかと認識しておりますけれども、その理由について、お聞かせください。

質問番号3です。決算概要258ページ。

地域介護予防活動支援事業において、地域介護予防活動支援器具費ですかね、44万5,000円、予算計上をされていましたが、これも執行額ゼロというところが気になりましたので。もともとの計画と、執行額ゼロの理由について、まずは1回目、お聞かせください。

質問4番目です。

決算概要258ページ。生活支援体制整備事業です。

この生活支援体制整備料委託料として547万96円を執行されております。

生活支援コーディネーターの人件費だと認識しておりますけれども、令和2年度の生活支援コーディネーターの取り組み状況について、また新たに取組んだことがあれば、併せてお聞かせください。

最後、質問番号5です。

決算概要258ページ。認知症総合支援事業です。これも、全体として373万2,681円を執行されております。これは、ひとり歩き、昔でいうと、徘徊に関する事業も含まれているかと認識しておりますけれども、これも令和2年度、特に、新たに取組まれたことがあれば、お聞かせください。

以上5点です。

○香川良平委員長 では、答弁を求めます。
真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問項目、番号1番
でございます。

介護予防生活支援サービス事業の訪問
型サービスA、通所型サービスCの内容と、
利用人数ということでございます。

令和2年度の訪問型サービスAにつ
きましては、シルバー人材センターと株式
会社布亀の2社に委託しておりまして、
掃除や洗濯、買い物などの生活援助を
行っております。

令和2年度の実績ですが、利用者は4
名でございます。

通所型サービスCですが、保健セン
ターを事業者と指定しており、リハビ
リの専門家が一人一人に合ったプロ
グラムを作成し、3か月もしくは6
か月の集中的な運動指導が実施され
る短期間のサービスでございませ
う。

令和2年度の実績は、利用者が38
名でございました。

続きまして、質問番号2番でござ
います。

介護予防普及啓発事業の報償金が
ゼロになっておるんですけれども、理
由についてでございます。

介護予防普及啓発事業につきまし
ては、健康生きがい就労トライアルの
報償金が含まれております。

健康生きがい就労トライアルは、
高齢者が役割を持って社会に参加す
ることで、高齢者自身が健康を維持
し、いつまでも元気に過ごしていただ
くことを目的として、市内の特別養
護老人ホームなどの介護職員の補助
を担っていただくものでございま
す。

就労時間につきましては、1回あたり2

時間、1週間に2回、期間につきましては、
3か月ということで、期間を定めること
で高齢者が働きやすい仕組みとして
おります。

元気な高齢者が、豊富な知識と経
験を生かして、支える側となって活
躍いただくとともに、介護職員がよ
り専門的な業務に専念できるなどの
効果も期待するものでございま
す。

令和2年度の実績でございますが、
新型コロナの影響もございましたが、
令和3年3月3日に、市民を対象と
する説明会を行いまして、11名の
市民の方が参加をしてくださいま
した。

報償金は、説明会の講師への謝礼
として支出予定でございましたが、
講師からの謝礼の辞退の申し出が
ございましたので、決算額はゼロ
となっております。

続きまして、質問番号3番でござ
います。

地域介護予防活動支援事業の、
地域介護予防活動支援器具費の
執行額はゼロということの理由で
ございます。

地域介護予防活動支援事業は、
高齢者の集まるつどい場の運営を
委託する事業などで、つどい場は、
お茶を飲みながら、おしゃべりや、
簡単な体操、懐かしい遊び、笑い
ヨガ、認知症予防ゲームなど、
介護予防を目的として高齢者の
集まる場所の提供と、レクリエー
ションを実施する事業でございま
す。

器具費につきましては、つどい
場を開設した際に、机や椅子など、
レクリエーションに必要な備品を
購入するための費用でございま
す。

令和3年度に、第15集会所の開
設を予定しておりましたので、
予算を計上しておりましたが、
現地確認をいたしましたところ、
集会所所有の机や椅子を利用する
ことが

可能ということでありましたので、追加の購入の必要がないと判断したため、予算の執行がございませんでした。

続きまして、質問番号4番でございます。

生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの取り組み状況でございます。

生活支援コーディネーターを配置しまして、高齢者の生活支援や、介護予防サービスの提供体制の整備、構築を推進するものでございます。

令和2年度には、令和元年度に取材をしました53団体の老人クラブの活動について、クラブ活動の周知や、窓口への案内目的に、冊子としてまとめまして、高齢者のための地域活動マップ、老人クラブ編を発行いたしました。

発行した冊子につきましては、老人クラブの各クラブに送付するとともに、窓口で配架をしております。

窓口で老人クラブに関するお問い合わせがあった際に、説明の資料として用いたり、市民の方が持ち帰られたりしております。

また、令和元年度の暮らしの応援協議会で、地域の課題として挙げられていた内容について、実際の支援活動の開始に向けた動きも取っております。

具体的には、社会福祉協議会に配置しております生活支援コーディネーターが中心となりまして、介護保険を使うほどでもないという、電球の交換など、生活上の困り事への支援について、試行的な取り組みを始めるために、モデル地域の選定や、地域住民などとの打ち合わせを重ねております。

質問番号5番目でございます。

認知症総合支援事業でございます。

ひとり歩きに関する事業も含まれておりますので、お答えをさせていただきます。

新たに取り組んだこととしましては、この事業は、認知症地域支援推進員の活動と、認知症の初期集中支援チームの活動が主なものとなっております。認知症地域支援推進員の活動は、ひとり歩きに係るものでございます。

令和2年度の認知症地域支援推進員の活動といたしましては、認知症支援プロジェクトチームの会議を5回開催しております。会議では、新しい取り組みといたしまして、市役所の庁舎内にてプロジェクトチームによる認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練というのを行いました。

認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練は、認知症の方のひとり歩きによる、行方不明者が発生したと想定して、声かけなどの体験をするものでございます。

認知症の方の気持ちや、地域ぐるみでの、認知症の方やその家族を支えることの大切さを体感できる訓練となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

まず、質問番号1、介護予防生活支援サービス事業で、訪問型サービス、ネット情報サービス支援、事業内容件数等について、お聞かせいただきました。

以前にもお聞かせいただいたときと同じような利用人数かなというふうに認識しておりますけれども、利用者が伸びてないように受け止めました。

そういった意味で、現在の状況と、可能な範囲で、今後の展開についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号2です。

介護予防普及啓発事業です。

報償金の執行額がゼロの理由について、お聞かせいただきました。

3月末に説明会をやったけれども、謝礼の辞退であったということですね。今までどおり執行されているのだというふうに思いますけれども。

この就労トライアルに関して、その後、どのように進んでいるのかというのを、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号3です。

地域介護予防活動支援事業です。

執行額がゼロの理由について、お聞かせいただきました。理解いたしました。

ここで少し視点を変えますけれども、事務報告書188ページを見ていますと、コロナ禍においても、カフェ型つどい場が、団体数、回数、延べ利用者ともに増加しています。また合計人数まで書いていただくように工夫されていましたが、改めて令和2年度のカフェ型つどい場の活動状況について、お聞かせください。

質問番号4です。

生活支援体制整備事業です。

令和2年度の生活支援コーディネーター一取り組み状況をお聞かせいただきました。

高齢者のための地域活動マップの、老人クラブ編を発行されて、活動されているというふうなご答弁だったと思います。

また、生活上の困り事への支援ということにつきましても、モデル地域の選定とか、地域住民などと打ち合わせを行ったというふうに、先ほど伺いましたけれども、具体的にどのような形になったのかというのを、2回目お聞かせください。

質問番号5です。

認知症総合支援事業のひとり歩きに関するところで、新たに取り組んだことというところで、認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練を行ったというふうにお聞かせいただきました。

行方不明者が発生したことを想定して、声かけをするということが体験できる訓練ということで、なかなか体験できないような訓練だったかなというふうに思います。

この認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練ですね、改めて今後どのように展開を考えられているのか、これも可能な範囲で結構ですので、ご答弁ください。

以上、2回目です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問項目1番でございます。

利用人数が伸びていないということで、状況や、今後についてでございます。

訪問型サービスAは、令和3年9月末時点で利用者は5人となっております。

通所型サービスCにつきましても、令和3年8月末時点ではございますが、34名となっております。

新たな取り組みといたしましては、令和3年度から訪問型サービスAと、通所型サービスCの利用拡大を図ることを目的としまして、要支援認定者や、事業対象者への結果通知に、訪問型サービスA、通所型サービスCの案内チラシも同封させていただきまして、制度を案内するとともに、公民館を利用している高齢者の団体ですね、12の団体、200名を超える方に、同様のチラシを配布することで、制度を広く知っていただけるように努めております。

また、令和3年9月に、市とシルバー人材センターと包括支援センター、また市と包括支援センターと株式会社布亀、それぞれ三者で課題を共有するための会議も開催しております。

意見交換をする中で、お互い思っていることを伝えるということで、従事者の募集の必要性や、派遣調整に要する時間など、課題が出てきているということで、その課題を三者で共有しながら、サービスが必要な方に利用していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

質問番号2番でございます。

就労トライアルですが、今後どのように進んでいくか、進捗状況について、ご説明を申し上げます。

就労トライアルは、その後、新型コロナウイルスの影響もございまして、一部、受け入れを見送る施設もございました。二つの施設で、施設主催の現地の説明会も行っていただきまして、合計6名の方が、現地説明会に参加をされました。

その6名のうちの2名の方につきましては、実際に就労につながりまして、各施設への就労をしていただいております。

トライアル期間終了後に、施設の方に確認しましたところ、お二人ともトライアル期間終了後も、参加者と施設双方の希望が合致したということで、継続的な就労につながったということで、聞いております。

ただ、お一人の方は、その後、体調を崩されたということで、現時点では、退職されたと聞いております。

今年度の実施予定ですが、今年度中に第2回目の説明会が実施できればということで、今、考えております。

また、今年度につきましては、受け入れをする施設の数ですね、これもふやすとい

うことも想定しておりまして、現在、介護施設に対しまして、受け入れの意向調査を行っているというところでございます。

質問番号3番でございます。

令和2年度のカフェ型つどい場の活動状況についてでございます。

令和2年度のカフェ型つどい場の団体数としましては、12団体から20団体へ増加しておりまして、活動回数を219回から319回、延べ利用者数が2,209人から2,890人に増加をしております。緊急事態宣言期間中などがありましたので、活動を中止していたという団体もございましたが、団体数、活動回数、延べ利用者数ともに令和元年度より増加をいたしております。

団体数につきましては、令和元年度にカフェ型つどい場を活動していた方からの口コミで増加したというふうに考えております。

また、回数につきましては、令和元年度は隔週で2週間に1回程度活動していた団体が、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、毎週の開催とされたことですね。また、団体数が増加したことから、全体の回数が増加したということと考えております。

また、延べ利用者数につきましては、開催日がふえたということで、参加できる機会がふえたので増加したということと考えております。

質問番号4番でございます。生活支援コーディネーターの取り組みでございます。

生活上の困り事への支援の具体的な形ですが、こちらにつきましては、令和2年度中にモデル地域として市営の三島団地で取り組むということを決めまして、自治会長や団地を担当する民生委員などと打

ち合わせをするところまで行いました。

令和3年度の内容になりますが、実際に支援を行う担い手の方々の懇親会なども行いまして、10月に社会福祉協議会の主催で生活支援有償ボランティア養成講座を開催いたしまして、今月から市営三島団地での試行的な取り組みが始まるという予定でございます。

質問番号5番でございます。認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練の今後の展開ということでございます。

令和3年度の認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練の活動につきましては、令和2年度に市役所庁舎内で行った訓練を基に、市内の地域にも展開してまいりたいと考えております。

地域での認知症の理解を普及啓発で進めていくことで、認知症の方が住み慣れたままで、自分らしく暮らし続けていける地域づくりにつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。それでは、3回目となりますけれども、もう全て要望という形にさせていただきます。

質問番号1です。訪問型サービスA、通所型サービスCの現在の状況、今後の展開についてお聞かせいただきました。

これらの制度を必要とされる方、まだいらっしゃると思いますけれども、まだまだ利用者の伸びが少ないと思いますし、やはり以前も言いましたけど、周知にも問題があるんじゃないかなと私は捉えています。

そういった意味では、今年度、チラシの配布をするということで、広く周知されることに加えて、先ほどのご答弁で、三者で

の課題共有、あるいは意見交換をされたということでございますので、今後に期待したいなというふうに考えています。

これからも利用者の方々にサービス内容をよく理解いただいて、必要な方々に必要なサービスが受けられるように、引き続き丁寧に対応いただけたらと考えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、質問番号2です。介護予防普及事業です。

就労トライアルの事業に関してです。現在の状況をお聞かせいただきました。結局6名が説明会に来られて、2名、実際の就労につながった後、1名、何か体調を壊されているみたいですが、そういった意味では、効果が出ていると言いますか、喜ばしいことだと思います。これからもぜひ頑張ってお取り組みをいただきたいと思いますというふうに思います。

介護福祉施設など、高齢者施設で実施する事業ですので、新型コロナウイルス感染拡大には慎重を期する必要があると思いますけれども、一方で介護人材が不足しているとも言われている中、やはりこういった就労トライアルの事業は重要な施策であるというふうに私は認識しています。

また、元気なシニア世代の方々が生きがいを持って社会参加できる仕組みでもありますし、非常に期待できる取り組みだというふうに思いますので、ぜひ施設との調整を行っていただいて、可能な限りこの施策事業を進めていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。これも要望です。

続きまして、質問3です。地域介護予防活動支援事業というところでのカフェ型つどい場、令和2年度の活動状況についてお聞かせいただきました。

ロコミで広がったということでお聞きしまして、人数等がふえたのは、隔週から毎週の開催になって、参加の頻度が上がったということですかね。分かりました。これも喜ばしい話だと思います。

このつどい場ですね、出不精になりがちの高齢者の方々にとっては、本当に足を運ぶいいきっかけになるというふうに私も思いますし、生きがいつくりにもなるというふうに考えます。

現在はカフェ型つどい場の補助対象がつどい場に限定されているということだと思えますけれども、高齢者の介護予防の促進という観点から、この対象を集会所以外での開催にも可能となるようにしていただければというふうに考えておりますので、ぜひ前向きに検討いただければと考えます。これも要望とします。

続きまして、質問番号4です。生活上の困り事への支援についてお聞かせいただきました。

令和3年度の取り組みではありますけれども、市営三島団地の試行的な取り組みが始まるということで理解いたしました。

介護保険制度などの公的な支援が充実しているということですが、その介護保険を使おうと思いますと、やっぱり介護認定の方の申請など、手続が必要であるということから考えますと、高齢者にとっては非常に負担になるんじゃないかなと感じます。

もちろん専門的な内容については、介護保険サービスとして支援を受けていただく必要があるとは思いますが、一方で、こういった生活上の困り事などについては、ボランティアの方の協力がいただけるということであれば、高齢者の方も非常に助かるというふうに感じました。

現在は試行的な取り組みということでございますけれども、今後、地域を広げて継続的な取り組みをしていただければというふうに考えておりますので、これもぜひよろしく願いいたします。要望とします。

最後、質問番号5です。認知症総合支援事業で、認知症ひとり歩きの声かけ模擬訓練の今後の展開というところでお聞かせいただきました。

認知症への取り組みということで、1か月前ですけど、広報せつつの10月号でも「高齢者を見守り支える」というテーマで特集を組まれていたかと認識しております。

認知症への支援という観点で行きますと、先ほどありましたけど、認知症初期集中支援チームのほか、認知症高齢者等のひとり歩きSOSネットワークとか、あるいは私、予算審査に係る委員会でも触れましたけど、QRコード付きのシールの配布も開始されているかと思えます。

これから地域でも認知症ひとり歩きの模擬訓練を展開されるというふうにご答弁をいただいておりますけれども、そんな中でも先ほど申し上げましたQRコード付きのシールというのは、非常に有効ではないかなというふうに思います。

ぜひこれについても活用いただくという観点から、利用方法など、広くご案内いただきまして、認知症の方々を地域全体で支える体制づくりという観点でも展開していただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険特別

会計、質問させていただきます。

決算書の96ページです。

2020年度は第7期、最終年だったと思います。第7期の保険料基準額の月額が幾らだったのか教えてください。

また、第8期、今年度から始まっていますが、月額が幾らになったのか、その差額についても教えてください。質問番号1番です。

続きまして、質問番号2番です。100ページに基金繰入金1億1,418万4,000円を計上されています。2020年度の基金残高は幾らになったのか教えてください。

質問番号3番です。106ページです。地域密着型介護サービス給付費。第7期のかがやきプランですね。この中では、施設整備が計画されていたと思うんですが、どうなったのでしょうか、教えてください。

質問番号4番です。介護保険のほうでもコロナ減免があったと思います。また、独自減免とか、それからいわゆる法定減免というんですか、それもあると思いますので、それぞれの利用はどうだったのか教えてください。

質問番号5番です。106ページに要介護認定審査会費というのがあります。認定審査に関する項目だと思うんですけども、認定審査にどれぐらいの時間がかかっているのか、摂津市はかなりかかるというような話も以前から聞いているんですけども、現在はどうなっているのか教えてください。

それから6番目です。今、光好委員のほうからも質問がありました緩和された基準の訪問型サービスA型、通所型サービスC型のほうは集中リハビリに特化したものだと思うのですが、このサービス

ですね、2020年度の実績を教えてくださいましたけれども、2019年度からどれぐらいふえたのかということについても、分かりましたら教えてくださいと思います。

以上、6点です。

○香川良平委員長 では、答弁を求めます。真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問項目、番号1番でございます。

保険料の月額の基準額でございます。第7期につきましては、5,790円ということでございます。第8期につきましては、6,280円ということで490円の増額になっております。

質問項目2番目でございます。

基金の残高でございますが、令和2年度末残高といたしましては、6億762万7,493円ということで、約6.1億円となっております。

質問項目番号3番でございます。

地域密着型サービスということで、施設整備全般に関するご質問だと思いますけれども、第7期につきましては、計画上、小規模特別養護老人ホーム、小規模特養と呼んでおりますけれども、小規模特養と看護小規模多機能型居宅介護というものと、認知症対応型のグループホーム、この3施設を計画に基づきさせていただきました。

小規模特別養護老人ホームにつきましては、現在も建設の目途が立っていないということがございます。こちらにつきましては、早期に建設ができるように現在、様々な調査研究を行っているところでございます。

看護小規模多機能型居宅介護というものにつきましては、令和4年3月、今年度の3月末の開設を見込んでおります。

認知症対応型グループホームにつきましては、令和3年3月の開設を見込んでおりましたが、3月ではできませんで、令和3年8月に遅れて開設をさせていただいています。こちらも運用を開始しているということでございます。

続きまして、質問番号4番、減免の関係でございますが、条例減免、独自減免、コロナ減免とありますが、条例減免の災害から申し上げますと、令和2年度は7名でございました。収入が減ったということで、条例減免もございまして、こちらが18名ございました。

独自減免が、令和2年度が16名でございます。

コロナ減免が81名となっております。

条例減免、災害のほうにつきましては、令和元年度と同じ人数で7名でございました。

条例減免の収入が減った方ですね、こちらにつきましては、令和元年度が5名から18名ということで、13名増加しております。金額につきましては、42万931円と令和2年度はなっております、令和元年度は12万7,380円となっております。

独自減免につきましては、令和元年度が13名だったものが、3名増加しまして16名となっております。金額に直しますと、令和元年度は、独自減免は18万1,806円やったのが、令和2年度は、15万1,118円となっております。

コロナ減免は、令和元年度は48名でございました。こちらは大幅に増加しまして、33名の増加で81名となっております、金額も増加しております。令和元年度は49万1,328円から512万457円ということで、500万円を超えてきて

いるということになっております。

コロナ減免はふえておって、独自減免と条例減免の収入が減った人の分ですね、こちらもふえておるということで、我々としては、窓口相談に来られるということに対しましては、コロナ減免ができるかどうか、あと、コロナ減免では対象外としたけれども、じゃあ独自減免は対象になるのかとか、条例減免は対象になるのかとか、そういった形で窓口でもご相談させていただきまして、コロナ減免の相談であったんですけども、対象にはならず、条例減免の対象になった方が10名ですね。独自減免の対象になった方が1名おられましたので、独自減免と条例減免はそれぞれ増加しているということで、我々としては、減免の相談があった方につきましては、対象になるかどうかですね。対象にならない方につきましても、分割納付や、そういったものでご相談させてもらっているという現状でございます。

質問項目の番号5番でございます。

審査会につきましては、現在、要介護認定の申請から結果を通知する期間が原則で30日となっておりますけれども、今年度の上半期について申し上げますと、平均して39日となっております。

改善策としましては、意見書が必要なんですけれども、返ってこないケースもあったりして、以前は30日を経過してから督促を行っていたんですけども、督促の期間を早めて20日をめどに督促を行うようにしたり、現在は内部の検討ではあるんですけども、審査会自体の開催の回数をふやすということも内部では検討をしております。30日に近づけるように今後も努力していきたいと考えております。

訪問型サービスAの実績でございます

が、令和2年度では4名でしたけども、令和元年度では3名の方が利用されております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目、質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

5,790円というのも、大体2か月に1回の年金から天引きをされるわけですので、1万円を超えると大変だという話だったわけですが、6,280円ということは、本当に1万2,500円を超える、年金は上がらないのに、本当にもう手取りがなくなってしまうということで、たくさんお声を聞いているんです。

何とかこの金額が上がらないようにしていただけないかなということで、そういう話も今までしてきたと思うんですが、さっきのお話で、施設整備のことが出てきました。施設整備ができたのは、第8期に入ってからというようなことだったと思うんです。第7期の間に計画は立てて、そのプランでサービス見込み料も発生しているわけです。

そのサービスの見込み料というのは、保険料の算定になるわけですから、そのサービスがされるものということで保険料を考えるから、高くなるわけです。ところが蓋を開けてみると、第7期では結局完成しなかったというふうなことになっていると思うんですね。

2020年度の決算で、そのときは計算で1億5,000万円ぐらいかなと思ってたんですが、黒字として出てきても、今回、1億2,000万円ぐらい黒字が出ていると思うんですが、それが新プラン、第8期のプランですね、ここの保険料の引

き下げの財源に回るのかと。そのときには、第6期の末に3億円、宙に浮いたというようなお話もしたんですけれども、その前年にもうプランはつくってしまうので、最終年の分は回らないんだというふうに、そういう制度なんではしょうがないというようなご答弁だったんですよ。

もうそういうふうにしていくと、本当に保険料がどんどん引き上がることにストップがかからないなというふうに思っているんですけれども、改めて今回の第7期最終年の黒字ですね、これは第8期の保険料抑制に使われたのかということをお尋ねしたいと思います。

2番目です。

基金の残高ということで教えていただきました。先ほども言いましたけど、第6期の最後の年に3億円、基金が積み上がるということは、ふえてしまうということがあったんですが、基金の推移を見ていると、ずっと6億円台ということで、この第7期の分は変わってこなかったのかなというふうに思っております。

来期の保険料を算定するときに、取り崩す基金残高というのは、いつの時点のものだとお考えなのか。先ほど黒字の話をしましたけれども、基金と次期の保険料との考え方について教えてください。

続きまして、3番目です。

施設整備がなかなか第7期では進まなかったんですが、第8期に入って、始めていますよというふうなお話でございました。

施設はもちろん造られるほうがよいわけですが、ただ、できない施設ね、計画だけ組んで、サービス見込み料が大きく膨らむというふうなことは、やはり問題があるなというふうに思っています。

この最後のまだできていない施設ですね、これについてはどのように考えておられるのかお聞かせください。

4 番目です。

コロナの減免がやはりたくさんご利用があったということで、本当に高齢者の皆さんも、今お仕事をされている方は多いですし、収入が減ったという方はたくさんいらっしゃると思います。しっかり対応していただいたんだなということで、よかったなというふうに思っています。

今回はそういうコロナのことで、皆さん、窓口に来られたと思うんですけども、そもそもこういう制度は知らないという方もたくさんいらっしゃると思うんです。やはりまだまだ減免制度の周知が足りないんじゃないかなというふうに思うんです。

しっかり減免制度があるんだよということを周知していただきたいなと思うんですけども、どんなふうな周知をされているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

5 番目です。

認定審査、原則30日のところが、今39日というお話でした。2020年度の大阪社会保障推進協議会の調査では、たしか50日って書いてあったと思うんですね、摂津市ね。それと比べると、大分早くなったのかなとは思いますが、やはり審査に時間がかかり過ぎるというのはよくないので、どうしていくかというふうな対策も考えていただいていると思うので、できるだけ早くなるように進めていただきたいなというふうに思います。

しかし、支援が必要な人かどうかというのを判定するのが認定審査です。必要な方に、やはり専門的なサービス、これをしっかりと提供するというので、介護の度合

いを進めることに対して、しっかりとサポートをして、それが重症化しないようにしていくということが非常に大事なことになると思うんです。これはひいては介護給付費を抑えることにつながっていくと思うんです。

安易に早さだけを求めて、簡易なチェックリストを導入されましたけれども、これをふやすというのが問題があるんじゃないかなと。

チェックリストでサービスが使えますってなっても、それは認定審査ではありませんから、要支援ですとか、そういうことにはならないわけですよ。サービスが使えますというだけの話なんでね。

ぜひその辺では、しっかりと考えていただきたいと思うんですけど、チェックリストの使用が2020年度、何件あったのか、2019年度の数字も合わせて教えていただきたいと思います。

6 番目です。

2019年が3名で、それが4名にふえて、また今度5名にふえているんですかね。少しずつですけども、ふえていますよということですが、これもチェックリストと同じで、やはり必要なサービスがきちっと提供される、まだ要支援になってない方、元気な高齢者ならいいんです。さっき生活支援コーディネーターの話をしてはりました。電球を取り替えるとか、助けてあげますよという取り組み、それはもう本当に素晴らしい、いい取り組みだなと思うんですけども、このチェックリストであるとか、特にこの緩和された基準、訪問型サービスA型というのは、要支援の方とかを対象に行うことが厚生労働省では言われているんですね。通所型サービスCは特別なリハビリなので、これは大いにやっていた

だいたらいいと思っっているんですけども、ホームヘルパーに来ていただくということの代わりに、株式会社布亀やシルバー人材センターの方に行ってください。

ホームヘルパーは資格を取るための勉強をしっかりとやられて、資格を持った方ではないとなれませんが、布亀やシルバー人材センターは、簡単な講習を受ければ、すぐにそういう方々の、要支援の方のお手伝いに行けると。

だけども、その方に例えば認知症が始まっているとか、いろんなことについて、そういう布亀やシルバー人材センターの方が責任持ってそこをフォローしていけるかということ、やはり専門的な知識はそこまでではない、資格のない方がやるわけですから、なかなかそこは難しい可能性も大いにあると思うんです。

将来的には介護給付費がかさむということにつながりますので、専門的なサービス、しっかり提供するように、また全ての介護職員の処遇改善によって人材確保や介護の専門性を高めて、しっかりサービスが提供されるように、摂津市も国に求めてほしいと思います。これは要望としておきます。

2回目、以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問項目1番でございます。

基金と黒字の関係ですが、第8期の保険料ですね、こちらは6,280円ということですけども、基金が6億3,450万円です。令和3年度末の見込みを含めまして、6億3,450万円、基金を投入して、保険料の上昇抑制を図るということでさせていただきます。

6億3,450万円は、第8期の来年度、その次の年度に取り崩しをする予定でございます。これによりまして、821円の上昇抑制を図っております。

令和3年度の基金の残高の見込みですが、6億8,817万1,493円でございますので、こちらから6億3,450万円を使わせていただくということで考えております。

令和2年度決算の黒字額ですが、1億2,807万円程度でございますが、こちらは第8期の保険料の軽減には入っていないということではございますけども、私どもとしましては、過去からの施設整備はできてなかったということで、積み上げられてきたものでありますので、しっかりと使わせていただくということで考えております。

2番目も同様ですけども、基金で申し上げますと、基金の残高が6億8,817万1,493円、令和3年度末でございますけども、こちらは6億3,450万円を使わせてもらうということで、残りが5,400万円程度でございますので、こちらを第8期の給付額が計画値より大きくなったときに使わせていただくとか、この5,400万円につきましては、第9期の保険料の軽減に充てさせてもらうということで考えております。

質問項目3番でございます。

小規模特養の考え方でございますが、小規模特養につきましては、過去から計画をしながら、できてこなかったということもございまして、やはり施設と話をさせてもらいますと、やっぱりなかなか経営状況の収支が合っていないとか、経営上、できるかどうかということもございまして、なかなか難しいということもございまして、第8期につきましては、給付には入れていな

いということがございます。

しっかりと社会福祉法人などの意見を聞きながら、どうしていくかということ、令和3年度から令和4年度、令和5年度にかけて考えていきまして、建てることのできたということであれば、それで第9期の保険料に建ったと同時にサービスを見込んでいくということで、第8期にはサービス料としては入れていないということでございます。

質問項目4番目でございます。減免の周知ということでございます。

減免の周知もしっかりと取り組んでいくということで考えておりまして、令和3年度からの新たな取り組みといたしましては、4月の仮算定の通知書にも案内チラシを同封するというところでさせていただきました。

また、独自減免の方につきましては、令和2年度の独自減免の対象者の方には、7月の本算定の決定通知書に申請書も同封をさせていただきました。周知の徹底を行っているところでございます。

その結果、令和2年度の独自減免の対象者の方につきましては、おおむね令和3年度も独自減免の対象者となっております。

令和3年度も新型コロナウイルスの減免制度が継続されておりますので、広報誌による周知や本算定の結果の通知書に案内文も同封するというのもさせていただきます。

減免対象者の方につきましては、しっかりと今後も周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

質問項目5番目でございます。チェックリストの数字でございます。

チェックリストにつきましては、令和2年度が合計で34件ございました。新規の

方が19名で、更新の方が15名、合わせて34名ということでございます。

令和元年度は合計が42件でありまして、新規が6件、更新が36件で42件ございましたので、令和2年度は新規の方が13件ふえておるんですけども、更新が21件、減っているということで、合計としましては8件減っているということになっております。

その原因ですが、こちらにも新型コロナウイルスの影響を受けておりまして、緊急事態宣言発令期間中など、接触者を減らすという目的で、更新申請者につきましては、原則審査会にかけずに、認定有効期間を3か月延長すると、つまり自動延長するという措置も取らせていただきました。また、平成30年度の介護保険の制度改正によりまして、有効期限が最大24か月から最大36か月に延長になったということもございまして、令和元年度の申請者数は3,716人であったところ、令和2年度は2,691人と、約1,000人が減少しているということで、チェックリストを案内する機会が減少しているということもございましたので、更新者が減っているということでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目です。

まず、黒字分と、それから次期の保険料の関係ですね。

2020年度の決算の黒字分は、第8期の保険料の軽減に入っていないというお話でした。第8期のプランですね、125ページで、保険料の算出の仕方が出ておりました。第7期の金額のままだったら、保険料収納必要額は3年間で約3億8,000万円ぐらいだと思っんです。1年で1億3,

000万円というようなことでございます。

今回の黒字とか、それから基金の最後に残る分ですね、5,000万円ぐらいというのがありますけれど、確かに1年1年、会計の見通しが完全にきちっと立つというわけではないから、少しは余裕を持っておきたいという、その気持ちは分かりますけれども、やはり保険料が本当に高くなって困っているという市民の方のことを考えると、できるだけ組んでいただきたいなというのはあるんですけれども、安定的に考えるということにするならば、1年につき1億3,000万円ぐらいですから、一般会計から繰り入れをすれば賄えるんです。

大阪府が国保の統一化を言い出す前、摂津市も国保会計に毎年約2億円ぐらいの繰り入れを行っておりました。現在、国保は黒字なので、介護保険に一般会計から繰り入れをすれば、今回の値上げをせんで済んだんじゃないかなというふうに思っているわけです。法的にも別に一般会計から繰り入れをすることは何も問題はありません。国保にできて介護にできないことはないわけですから、ぜひそういう繰り入れをしている自治体も全国にはありますので、お願いしたいなというふうに思います。

そうはいつでも、なかなか介護特会に繰り入れをするのはというふうに二の足を踏まれるのであれば、当面はコロナ禍の激励金という形でも、ぜひこの値上げになった分を、高齢者の皆さんの保険料を返してあげるといって、ぜひ取り組んでいただきたいんです。

やっぱり高齢者の皆さん、収入は年金ですから、大きく減ることにはならない方が多いわけですから、高齢者も

我慢するばっかしやというふうなことをおっしゃっている声もよく聞きます。

プラスにはならないにしても、せめて今回、値上げになったような分を何か高齢者の方に返してあげてほしいなと心から思いますので、これは要望としておきます。

基金の関係ですね。この基金も先ほど言いましたので、できる限りのところで組んでいただいたと、保険料の引き下げに頑張ったというふうなお話でございました。保険料をできるだけ上げないでという思いは同じなので、1番と同じですので、これも要望としておきます。

3番です。施設の整備の問題です。

これについても何度も指摘をしましたが、絵に描いた餅ではしょうがないという話もしましたが、きちっと整備が本当にできるのかということを考えながら、施設そのものはやっぱり必要なものだと思いますので、造っていく方向で、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

その財政的な問題についても、市民の立場に立ってしっかり頑張っていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

4番です。

チラシも作っていただいたり、申請書も送付していただいているということで、少しずつ伸びてきているんだなというふうに思います。寄り添った相談を実施していただきたいと思います。

独自減免の対象者が分かっている状態ですので、もっとしっかり、前年の人だけと言わずに、大きく知らせていただいたらいいんじゃないかなと。

介護の仕事をされているような方とか、つどい場とか、いろんな場がありますから、

できるんですよという話をしっかりして
いただいたらいいん違うかなというふう
に思います。

それから、今までは保険料の減免のお話
でしたけれども、利用料の減免制度、これ
もなかなか厳しいということですが、一般
会計からの繰り入れをして、利用料減免、
これを愛知県などではやっております。

保険料抑制のために一般会計からの繰
り入れをするのは、どうかみたいなことを、
国は見解としてもっているようで、皆さん
気にされているわけですが、利用料
の減免のための繰り入れというのは、保険
料抑制とは違いますから、ぜひこれはやっ
ていただきたいなと思います。

やっぱりお金のためにサービスを利用
しないというふうなことで、我慢しておら
れて、最終的に介護度がすごくひどくなっ
てしまうみたいなことはやっぱりありま
す。

今サービスを受けてはる方も、経済的に
しんどくなってきたら、デイサービスに2
回行っていたのを1回にしようとか、い
ろいろ悩んでおられる方もいらっしゃる
んですけど、必要なサービスを受けていた
だかないと、どんどんと重症化しますので、
その辺はぜひ利用料の減免制度も考えて
いただきたいと思います。要望とします。

5 番目です。チェックリストです。

このチェックリストというのは、本人の
意思で要介護認定も受けることができる
けれども、自分でチェックリストにするわ
というふうを選ぶことができるんだと。厚
生労働省は、選べるからチェックリストは
行政処分じゃないんだというふうに言っ
ていて、もしチェックリストで外れたとし
ても、これに対して不服審査請求とかはで
きませんというように書いています。選べ

ることが前提です。ということは、認定審
査もありますけれども、どうですかとい
うことをしっかりとされないといけないと
思いますし、その内容について理解がで
きるようにしないといけないと思いま
すので、このところはぜひぜひお願い
したいと思うんです。

チェックリストで早く結果が出るから、
早く受けても、その後にもう一回認定審
査したればできるわけですから、ここ
についてもしっかり教えていただきたいな
というふうに思いますので、よろしくお
願いします。これも要望といたします。

以上です。質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 決算概要の250ページ、
繰り越しの計算書、そして252ページで
一番下なんですけれども、地域医療介護
総合確保納付金事業ですね、地域密着型サ
ービスの事業所の開設ということですが
けれども、先ほどからの質問の答弁で、この
部分に関しては、令和3年8月に開設とい
うことの説明をいただきました。

小規模特養事業は、手を挙げていただ
ける方というのがないというようなところ
ですね。

では、現状として、特別養護老人ホーム
の待機者が摂津市内の中でどのような状
況なのかをお聞かせをいただきたいと思
います。

それでは、一般事務事業の中の介護保
険システム改修委託料のシステム保守業
務の委託料、そして、基幹システム設置
委託料、この内容と、この率がどう違
うのかを教えてくださいたいと思いま
す。

それで、地域介護予防活動支援委託料
ですけれども、716万4,660円、先ほ

どこの記載に関しても質問があって、答弁があって、つどい場というふうなところで説明をいただいたんですけども、コロナでもってつどい場の活動がなかなか厳しかったというご答弁だったんですけども、つどい場の活動の補助金のほうは、残額がたくさんあって、地域介護予防活動支援の役務費の分ですね、これは予算の全額が残額ということで、地域介護予防活動支援委託料のところですね、執行は7割で残額が3割ほどということで、なぜというところを教えてくださいたいと思います。

生活支援体制整備事業ですけれども、地域支援の対策コーディネーターというところですけども、この中の社会資源把握支援業務委託料が、令和元年度が488万4,000円、出ていたと思うんです。令和2年度が277万2,000円ということで、減っているんですけども、理由、内容を教えてくださいたいと思います。

260ページ、介護給付適正化事業というのがあるんですけども、令和元年度は事業という形での決算ではなくて、令和2年度は事業項目に上がっていて、理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 地域密着型サービスということで、小規模特養がなかなかできてないということでございます。

建設の理由ですね、特別養護老人ホームの待機者がふえているというのがやはりあります。

我々としましては急いでいるというのもございますけども、しっかり検討していきたいと考えております。

最新のデータですけれども、令和2年4月

ですけれども、117人の方が申し込みをされていて、そのうちの入所の必要が高いと考えられる方が93名、これは介護度の高い方ですけれども、参考で申しますと、その1年前ですね、平成31年4月時点では申込者数は85名で、入所の必要性が高いと認められる方が71名でありました。その前の年には、申し込み者が56名、入所の必要性が高いという方が43名おられましたので、やはり建設が望まれるというところで、社会福祉法人の方としっかり、何が課題でできていないのかということは、しっかり検討していきたいと、第8期中に検討していきたいと考えております。

続きまして、質問項目2番でございます。介護保険システムの関係でございます。

介護保険システム改修委託料が976万8,000円、システム保守業務委託料が6万6,000円、基幹システム設置委託料が52万300円ということで、まず、介護保険システムというのがございます。介護保険の認定や給付、保険料の算定管理などを行うシステムの端末で、こちらは日立情報システムズに委託を行っております。

介護保険システムの改修内容につきましては、介護報酬の改定や更新認定有効期間の上限延長への対応となっております。

システム保守業務委託料は、摂津市で総合事業、地域密着型サービス、居宅介護支援の介護保険の事業者指定がございますので、それに係るシステム端末でございます。アスピラントという会社に委託を行っております。保守業務の委託料として毎年生じるランニングコストでございます。

基幹システム設置委託料につきましては、先ほどの介護保険システムの端末です

ね、1台増設したことに要した費用でございます。

介護保険システム改修委託料は、令和2年度決算額が令和元年度よりもかなり大幅にアップしているということがございまして、こちらは介護保険制度が3年に1度の国の大きな改正が行われるということで、その改正に対応するためにシステムの改修を行ったということがございます。

令和2年度は第7期の最後の年でありましたので、令和3年4月の法改正に対応するために増額での改修費用を計上をさせていただきます。

続きまして、地域介護予防活動支援事業ということで、地域介護予防活動支援委託料というのがございます。こちら716万4,660円ということで、令和元年度と比較して減少しているということがございます。

こちらの内容につきましては、主につどい場や、委託型につどい場や街かどデイハウスの運営委託の委託料でございます。

令和2年度につきましては、つどい場が7か所で、街かどデイハウスは1か所でやっております。つどい場の開催回数は246回、延べの利用者数が2,585人、街かどデイハウスの開催回数は172回、延べ利用者数が1,230人となっております。

令和元年度と比較しまして、減少はしているということで、つどい場の開催回数は61回の減少、延べ利用者数は2,413人の減少、街かどデイハウスは開催回数が15回の減少、延べ利用者数は104名の減少となっております。

こちらにもコロナの影響を大きく受けてございまして、令和元年度と比べまして、つどい場や街かどデイハウスが、コロナ禍で

集会所が利用できなかった期間がございますので、そちらは中止の期間ということで、執行額は少なくなっているということがございます。

ただ、つどい場や街かどデイハウスが活動を中止していた期間、こちらにつきましては、電話や訪問による対応を行っております。つどい場におきましては延べ907名の方、街かどデイハウスにおきましては、延べ84名の方に、電話や訪問を委託業者の方と一緒にさせていただいたことがございます。

続きまして、生活支援体制整備事業でございます。社会資源把握支援業務委託料が減っているという理由なんですけども、少し内容を説明させていただきますと、生活支援体制整備事業の社会資源把握支援業務委託料につきましては、医療機関や介護の事業所、介護予防の活動などをインターネットで確認できるということで、せつつ医療・介護つながりネットというものを運用させていただいております。そちらの情報更新や保守をシステム会社に委託する費用となっております。

せつつ医療・介護つながりネットは、市民向けのサイトと、医療関係者や介護事業者が使える関係者向けサイトで構成されてございまして、市民向けサイトでは医療機関や薬局、ケアマネジャーですね、介護保険事業所、介護予防の活動の場ですね、各小学校区のサロン、リハサロン、そこを検索することもできるシステムになってございまして、介護保険事業所のサービスの空き情報ですね、こういうのも検索できるものになっております。

関係者向けサイトでは、医療・介護の関係者が閲覧することができるサイトで、市からのお知らせや国からの介護保険

の最新情報ですね、介護に関するニュースなどを掲載しているということでございます。

市民向けサイトでは、アクセス数向上のために、周知としまして令和2年9月号の広報せつつでお知らせもさせていただきました。10月には市のホームページのトップページに、バナーを掲載するだけでなく、暮らしや健康・医療・保健などのページ右側のホームの欄にもせつつ医療・介護つながりネットのページにアクセスできるように、リンクも掲載して、摂津市のホームページを検索した人からもアクセスしやすくなるようにいたしました。

決算額としましては、令和元年度と比べてまして200万円程度減少しているということもございまして、令和元年度はせつつ医療・介護つながりネットの導入年度でございましたので、サイトの構築や環境整備のための費用が、初期設定なども含まれておりましたので、令和2年度では情報更新のための作業の保守業務のみになりましたので、減少したものでございます。

続きまして、適正化事業の関係で、行政給付適正化事業委託料がゼロになっておるんですけども、こちらが令和元年度の給付適正化事業の内容なんですけども、要介護認定の申請の窓口対応が認定審査会の一部の業務の委託でございまして、こちらが決算概要の252ページの一番下ですね、要介護認定業務委託料、窓口業務委託料、これがふえておるんですけども、こちらに令和2年度は一緒にセットでさせていただいておりますので、減っているということになっております。

なぜこちらに移動させたかということなんですけども、包括的支援事業の任意事業には上限が設けられておまして、令和

元年度に上限を超えたということで、同じ内容ですので、令和2年度に委託料を全額総務費の認定調査費のところで要介護認定業務委託料ということで、1,966万6,900円を計上させていただいているということでございます。

こちらですけれども、予算の組み方の問題でして、我々としましては、その年度ごとに交付金が使えそうなら交付金を活用しながら予算を組むということをしていただいております、少しでも市民の負担が少なくなるように工夫して、次の年度で予算計上をしているということで、今回につきましても、その一環でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 特別養護老人ホームの待機の件は、年々ふえていて、団塊の世代の方がこれからどンドンどンドンふえてきますから、この今の現状のままで行くと、もっと待機者数というのはふえてくる状況なのかなというふうには思います。

やはり安威川以北で小規模特養というふうな形で計画を考えられていますけれども、以前からなかなか用地の確保が難しいというようなことは伺っているんです。けれども、そこで私も以前、質問をさせてもらったんですけども、民間の社会福祉法人に開設をというふうなところをお願いをしても、なかなか前に進んでないのが現状でありますから、その用地の確保は難しいというのであれば、そこは例えば市の土地を貸与して、開設に向けていくとか、そういうふうな考えというのはないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

本来であれば、全てを市が担ってすると思うんですけども、民間の社会福祉法人

が、今、市が行う部分に関しては補完をいただいていると、また介護に関して補完をいただいているというのが現状であるというふうに思いますので、民間の社会福祉法人が難しいというのであれば、そこは市がやはり率先して入っていくべきだというふうには思いますので、その点、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

あとは、システムに関しても分かりましたし、地域介護予防活動支援委託料に関しても分かりました。

社会資源把握支援業務委託料に関しても分かりました。

介護の給付適正化委託料に関しては、これは私、介護給付の適正化事業と言いましたけども、要介護認定調査事業の中に入ったというところですよ。その点も分かりました。

全体でお聞かせをいただきたいと思うんですけども、決算概要の冒頭にも新型コロナウイルス感染症の影響で介護保険施設の工事が遅延したというふうなことの文言が入っていますけれども、この分に関しては、遅延をして、コロナの影響が出たというふうなことであると思いますけれども、サービスに関しては、コロナの影響というのは、どういうふうと考えられているのか。それと、保険料並びにサービスについて、どういうふうにお考えをされているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

今、全国的に問題になっているのが、介護職離れというか、なかなか介護職の仕事に就いていただける方というのが、なかなか厳しいという社会問題になっていますけれども、その点、市は介護職離れに対する対応というのは、どういうふうなお考えなのかをお聞かせをいただきたいとい

うふうに思います。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 1点目です。市の土地の活用についてでございます。

我々も第7期を通じ、社会福祉法人の方と話し合いをさせていただいております。課題もあるということで、一つは、土地の問題です。やはりこれは大きいということで、土地につきましてもは国の補助金もないということで、建設事業につきましても、国の補助金があるんですけども、土地の取得はないということで、これは大きな問題だということでございます。

建物につきまして言いますと、我々今、単独で募集をさせていただいておりますけども、小規模特養を建てるときには、例えば認知症のグループホームと一緒に建てることによって、小規模特養とグループホームの職員を兼務できたりもするというところで、そこで人員面や費用面で収支の均衡は取れるんじゃないとか、そんな話もさせていただいております。

市の土地につきましてもは、私もあらゆる可能性を探っていきたいと考えておりますので、ただ、市の土地になりますと、総務部をはじめとして、ほかの部局とも話し合いをしていくということもございます。ただ、市の土地についての利用はどうかというのは、しっかりと検討もしてまいりたいと考えております。

続きまして、コロナの影響ですが、令和2年度全体を通じてですが、市民の方につきましてもは、影響が給付費の面でも出ておると考えておまして、令和元年度の保険給付費は前年度比で8.4%、増加しておったということで、例年、7%、8%、こ

のレベルで増加してきておったんですけども、令和2年度の保険給付費につきましては、前年度と比べまして低くなっております。3%の増加にとどまったということがございます。

近年、こういった低い伸び率というのはなかったということで、やはりコロナの影響が大きいということでもあります。

全国的な傾向とこれは同じでして、リハビリを含む通所系のサービスを、デイサービスを中心にして、あと生活援助の訪問介護など、こちらもちり込みが多くあったと分析しております。

現場の介護職員の方からは、状態が悪化している業者も出てしまっているということの報告も受けております。

また、やはり緊急事態宣言などがありましたので、集会所などが閉鎖されて、つどい場や街かどデイハウスの活動が制限されたということもございます。

我々としましては、高齢者の閉じ籠もり防止とか、体力低下防止に保健センターを中心としまして、リハビリ専門職や地域包括支援センターの職員が個別に訪問する取り組みも実施しております。これは今後、第8期期間中にやっぱりその影響を注視していくということがあると認識しております。

一方、介護保険事業者の方にもやっぱり影響が大きいということも感じておりまして、やはり厳しい経営を強いられているという事業者もあると考えております。

今年度にはなるんですけども、6月から7月にかけてまして、市内の介護事業所にアンケートも実施させていただきました。約半数の事業所で利用者のサービス自粛などの影響により、収益が減少しているという回答もございました。また、コロナ対策

の用品ですね、先ほどのマスクや消毒液というのもございました。これは施設も同じでして、支出もふえているという回答もございました。

本市としましても、国に財政的な支援を求めるといった要望を行っておりますが、引き続き、介護事業所の面談なども通じて、事業所のニーズ把握に努めていきたいと考えております。

また、コロナ禍、国の支援も様々ございますけども、情報がかなり膨大でして、難しい内容の国の通知がかなり来ているということになりまして、それを分かりやすくこちらで、紙に書き換えたものを伝えていくと、国の情報をしっかりとお伝えしていくということも市の責任だと考えておりますので、そういったことも継続していきたいというふうに考えております。

高齢者の状況とか、介護事業者の状況を今後もしっかりと把握していきたいと考えております。

保険料につきましても、やはり現在6,280円ということで、大幅に大きくなってきているという状況でして、高齢者人口が今2万2,000人程度ということで、後期高齢者が1万1,000人程度、前期高齢者も1万1,000人程度ということでございますけども、令和7年、2025年には後期高齢者が今より2,000人増加して、1万3,000人を超えてくるということもございます。そうなってきますと、やっぱり介護保険料もふえていくということもございます。

今、第8期期間中に現在検討している内容ではございますけども、現在、保険料の所得段階の基準というのを12段階設けておりまして、他市などを見ますと、それよりも大きく分けているところもござい

ますので、そういったことも確認しながら、保険料をどうしていくかというのも考えていきたいということもございますし、あとは国に要望を引き続きしたいと思っ
ているんですけども、やはり国庫負担の引き上げですよね、これはしっかりと国に持っ
ていきたいと。それによって保険料の軽減や市の負担の軽減、こちらも継続して国に
要望をしっかりとしていきたいと思っております。

続きまして、介護人材の確保につきま
してですが、こちらも報道等によりますと厳
しい状況にあるということで認識してお
りまして、こちらも事業所などと話をさせ
ていただきますと、かなり苦慮されている
ということはございます。

聞いておりますのが、ケアマネジャーや
介護福祉士ですね、例えばヘルパーの資格
を持っている方だけではなくて、施設で提
供する食事の調理員とか、送迎のドライバ
ーなどの確保も苦慮されているというこ
とでお聞きしております。

本市の取り組みとしましては、平成25
年度からですけれども、介護保険事業者連絡
会の協力の下で、就職フェアの開催を継続
実施しているということもございます。例
年は10月にコミプラで開催しておりま
して、60人程度は来場しているというこ
とで、5人ほどが採用につながっていると
聞いておるんですけども、令和2年度はコ
ロナの影響もあって、開催が12月12日
に遅らせたんですけども、コロナ期間中
でもありまして、来場者数は40人程度にと
どまってしまったと。そのうち採用された
方が二人ということで、非常に少ない結果
となっております。

今年度にはなるんですけども、10月3
日に開催もさせていただきました。こちら

は来場者数は82人と、今までになく多い
ということで、この原因を見てみますと、
ワクチン接種でLINEを皆さん登録さ
れていると、市のLINEに登録している
ということで、LINEでの周知も行った
んですけども、聞いてみますと、LINE
を見て来場された方も多くあったとい
うことで、一定の効果があつたのではないかな
と。

現在、それぞれの施設で採用に向けた見
学とか面接を行っているという聞いておりま
す。

そのほかに、小学校、中学生の頃から介
護職員に魅力を持ってもらうということ
も大事だと思っておりますので、平成30
年度からですけれども、大阪府や大阪府の社
会福祉協議会とか、近隣他市と介護保険事
業者と協働しながら、若手の介護職員が介
護の仕事の魅力を発信する取り組みも実
施しておりまして、令和2年度に作成され
た動画につきましては、QRコードを記載
したカードを摂津市内の中学校にも配布
をしたということもございます。

そのほかには、令和2年度から就労トラ
イアルも開始もさせていただきました。

そのほかには、就労トライアルは賃金で
働くと、雇用契約を結んでいただきます
ので、ただ、中にはボランティア的に働きた
いという方もおられますので、新たな取
組みとしましては、今、保健福祉課と調整
中ですが、介護施設でのボランティアに参
画する方に対しまして、例えば健康マイレ
ージのポイントを付与できないかとい
うことも考えておりまして、コロナがどうな
るか分かりませんが、健康マイレージ
の活用についても、現在、検討している
ということもでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしましたら、小規模特養の件ですけれども、保育所のほうでは、市の土地を借りて運営をされているという保育所があり、やはりそこは市民の方がその地域に必要なサービスを、それをやはり確保するためには、市としてはそういうふうな形も必要だというふうに思いますので、また検討をお願いしたいというふうに思います。

今聞いていますと、団塊の世代の方がこれからどんどんどんどんふえてきて、決算は第7期ですけれども、団塊の方のピークというふうになってくると、第8期、第9期、第10期、第11期とかというふうなところがピークになってきますので、恐らくそのときには、サービス費等も含めて、もっと歳出額もふえてこようかというふうに思いますので、そこは十分に考えていただきますようによろしくをお願いしたいというふうに思います。

先ほど増永委員も介護保険料の件で話をされていました。第7期から第8期の間で500円程度増というふうなことでありますから、一番最初の第1期からすると、第7、8期は幾ら増なのかというところがあります。

年金の額というのはふえてないわけですから、その中で介護保険料とか、後期高齢、国保のほうは社会保障費というのがふえているわけでありますから、家計の中からそういうふうな部分、どんどんふえていますので、実際に生活費で使える金額というのが、年々減ってきているというのが、現状であります。介護保険料も、市民の皆さんが生活をするに当たっては、幾らが上限額なのかというふうなことも、考えていく時期なのかなというふうには思

いますので、介護保険料どんどんふえていき、また後期高齢とか、国保の金額がどんどんふえていったときに、生活がどうなのかというふうな問題も出てきますので、ぜひとも考えていただきますようによろしくをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

決算概要の260ページになりますけれども、高齢者権利擁護事業についてですけれども、この事業については、高齢者の虐待や権利擁護に関する相談、成年後見制度の申し立てや利用支援などに関する事業というふうに理解をしております。

この事業について、令和2年度に新たに組み込んだことや、これまでと違ったことがありましたら教えてください。

1回目、以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 権利擁護事業でございます。

権利擁護事業は、高齢者の虐待、権利擁護に関する相談、成年後見制度の申し立てや利用支援などを行う事業でございます。

令和2年度の新たな取り組みとしましては、これまでと違った取り組みという意味で申し上げますと、介護施設従事者向けの研修を、これまでは参加者が会場に参集して受講しておりましたが、コロナ禍のため、対面方式での研修は実施できなかったということもありますので、ズームアプリを利用したオンライン研修ということも、実施方式を変えてさせていただきました。オンラインでの研修は初めての試みではありましたが、グループワーク等も対面と

同様に行うことができているということもございます。

今後につきましても、感染状況や社会状況の変化に対応しながら、研修の実施を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 新たな取り組み、オンラインを活用したということで理解ができました。

成年後見制度というのがあるわけなんですけども、我々も市民の方からいろんな相談を受けることがあります。後で通帳を解約したいとかいった場合、たとえ施設に入っておっても、本人の承諾が必要であるとか、現実的には矛盾したような、そういうこともたくさん遭遇する場合があります。

また、相続に関しては、仮にお子さんがない場合、お付き合いのないご兄弟とか、親戚と関わって行って、いろんな手続きをしないといけないとかというふうな相談も最近よく受けるようになってきました。

我々も応援できる範囲では、何とかお手伝いをさせていただくことがあるんですけども、実際、この成年後見制度自体はあるんですけど、ほんまにこれを活用しようと思ったら、すごくハードルがあって、なかなかできないということもあります。

逆に、この制度を利用しなくても、また、別の方法で内容によっては対応できることもあったりとか、いろんな知識とか、いろんな制度を知ってないとなかなか対応できないなと思うことがよくあるわけです。

市の職員として、市民の方から相談があったときに、何でも答えられるというのが前提ではあるとは思いますが、新しい

制度ができたり、制度が変更されたりとかして、なかなか市民のニーズにお答えしにくいような状況もひょっとしたらあるかと思えます。

そういう意味で、これは要望ではありませんけども、専門機関との連携も、例えば委託をするとか、そういう機関の力を借りながら、この制度を必要とされている市民の方が、より一層利用が進むように、今後も頑張ってもらえることを要望して質問を終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけご要望とさせていただきます。

先ほどからご質問と答弁で出てきておりますけど、生活支援体制整備事業の中で、社会福祉協議会が中心となって、特に高齢者の方の困り事、電球交換であったり、あるいは重たいたんすの移動であったり、大型ごみの搬出であったり、中心となる方というのは、介護保険は介護認定は取っておられないけども、しんどなったんやという方をサポートしていくということで、三島住宅から始めていくということで、一歩踏み出した取り組みをしていただきまして、高く評価をしているところでございます。

今後、高齢化社会が進展していく中で、摂津市の実情に合ったすばらしい取り組みだなというふうに思います。

自治会の加入率も低下していく中で、こういう取り組みを中心として、地域のつながり、そして絆をさらに築いていただきたいと思えます。

令和2年度もそうですけども、令和元年度から様々な形でサポーター養成講座として社会福祉協議会が中心になって取り

組んでいただいて、ようやくここまで来たということは素晴らしいことだと思います。どうか今後につなげていただきますようお願いし、要望といたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3 時 13 分 休憩）

（午後 3 時 15 分 再開）

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第 1 号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 4 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 6 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 7 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 8 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

（午後 3 時 16 分 閉会）

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 増永 和起